

串間市過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年8月

串 間 市

目 次

1 基本的な事項.....	1
(1) 串間市の概況.....	1
① 自然的条件	1
② 過疎の状況.....	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	2
① 人口	2
② 産業構造.....	3
(3) 串間市行財政の状況.....	5
(4) 地域の持続的発展の基本方針	7
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	8
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	9
(7) 計画期間.....	10
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	10
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	11
(1) 現況と問題点.....	11
(2) その対策	11
(3) 計画	12
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	12
3 農林水産業、商工観光業、情報通信産業その他の産業の振興.....	13
(1) 現況と問題点.....	13
(2) その対策	19
(3) 計画	24
(4) 産業振興促進事項	27
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	27
4 地域における情報化.....	29
(1) 現況と問題点.....	29
(2) その対策	29
(3) 計画	30
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	30
5 交通施設の整備、交通手段の確保.....	31
(1) 現況と問題点.....	31
(2) その対策	32
(3) 計画	33
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	36

6	生活環境の整備	37
(1)	現況と問題点.....	37
(2)	その対策	41
(3)	計画	44
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	45
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	46
(1)	現況と問題点.....	46
(2)	その対策	46
(3)	計画	47
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	47
8	医療の確保	48
(1)	現況と問題点.....	48
(2)	その対策	48
(3)	計画	49
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	49
9	教育の振興	50
(1)	現況と問題点.....	50
(2)	その対策	51
(3)	計画	52
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	52
10	集落の整備	53
(1)	現況と問題点.....	53
(2)	その対策	53
(3)	計画	54
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	54
11	地域文化の振興等	55
(1)	現況と問題点.....	55
(2)	その対策	55
(3)	計画	56
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	56
12	再生可能エネルギーの利用の推進	57
(1)	現況と問題点.....	57
(2)	その対策	57
(3)	計画	58
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	58

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項.....	59
(1) 現況と問題点.....	59
(2) その対策	59
(3) 計画	59
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	59

参考資料

持続的発展施策区分

1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成.....	60
2. 農林水産業、商工観光業、情報通信産業その他の産業の振興.....	60
3. 地域における情報化.....	63
4. 交通施設の整備、交通手段の確保.....	63
5. 生活環境の整備.....	65
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進.....	67
7. 医療の確保.....	67
8. 教育の振興.....	68
9. 集落の整備.....	68
10. 地域文化の振興等.....	69
11. 再生可能エネルギーの利用の推進.....	69
12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項.....	69

1 基本的な事項

(1) 串間市の概況

① 自然的条件

本市は、宮崎県の最南端に位置し、総面積は295.17k m²、東部は日向灘、南部は志布志湾に臨み、北部は都城市及び日南市、東北部は日南市と山で境をなし、西部は龍口、笠祇等の山麓をもって鹿児島県志布志市と隣接している。

気象は南国的気候に恵まれ、年平均気温は、18.2℃、年間降水量は2,666.5mm、日照時間は平均 2,144.3 時間(いずれも令和2年)となっており、温暖多雨多照の南国的気候に恵まれた気象特性を有している。

海岸線には起伏に富んだ島々やソテツの自生地、野生馬で有名な都井岬、文化猿の幸島、石波の海岸樹林等の自然遺産にも恵まれ日南海岸国定公園にも指定されている。

地質については、雨に弱い火山灰土壌のシラス台地が多く、梅雨時期における集中豪雨や台風の襲来により、これまでに公共土木施設や農林水産物、農業用施設等に多大な被害をもたらし、産業の振興を阻害する大きな要因の一つとなっている。

② 過疎の状況

過疎地域対策緊急措置法が制定された昭和 45 年には 31,734 人の人口が、過疎地域活性化特別措置法が制定された平成2年の国勢調査では 26,734 人となり、20 年間で 5,000 人が減少している。その後平成 22 年の国勢調査では 20,453 人、令和2年の国勢調査(速報値)では 16,828 人となり、50 年間で 14,906 人減少している。

こうした人口の流出に歯止めをかけるため、生活・産業・都市基盤整備等のハード事業のほか、移住促進や地域活性化政策ソフト事業の施策を講じてきた結果、道路や観光施設等を中心とした各種公共施設において一定の整備、改善がなされたほか、地域活性化施策の実施により、市民活動の充実が図られるなどの効果があったところである。

若年層を中心とした人口流出等による社会減について、これまで対策を行ってきたところであるが、近年は少子高齢化の進展に伴う自然減は拡大傾向にあり、生産年齢人口の減少による労働供給面での鈍化や、医療・介護などの社会保障制度、地域コミュニティ等を維持することが困難になっていくなど、持続的発展のための活力の低下が懸念される。

従って、今後の持続的発展にあたっては、これらの状況並びに社会経済情勢の変化、市民ニーズの多様化等を充分踏まえ、本市の特性や豊かな自然環境、歴史・文化等あらゆる地域資源を活用し、活力・やすらぎ・うるおいに満ちた地域社会の形成が図れるよう中長期的な視点に立った種々の施策を総合的かつ計画的に推進することとする。

本市は、多様な農業振興施策を関係機関・団体と一体となって推進し、振興作物等のブランド化、良質な和牛肉生産をはじめ畜産の振興を進めるなど着実に成果を挙げてきた。

また、森林は循環林として関係団体とともに森林整備を行ってきた。水産業については沿岸漁業と養殖業が主体で、これまで稚魚放流による栽培漁業や養殖生簀留施設の整備を推進し、生産の安定、漁場改善に取り組んできており、食料の供給基地としての機能を果たしてきている。しかし、人口減少に伴う産業人材の減少は依然として続いており、産業維持のための対策が必要不可欠な状況にある。また本県の中心経済圏である宮崎市へのアクセスに自家用車で1時間半程度かかるなど、物流の負担は大きい一方、高速道路等の高規格道路はいまだ未開通であり、交通施策における支援が必要な状況である。

宮崎県総合計画においては、農林水産業は本県の強みであり、輸出拡大などの成長産業としての役割が期待されている。一方で、少子高齢化の進展に伴う労働力不足が顕在化しており、本県経済の活性化、産業振興を担う産業人材の不足が大きな課題となることが懸念されており、特に中山間地域における人口減少は著しいものとして認識されており、依然として過疎対策への取組が求められる状況となっている。

これらの経済的特性を踏まえ、基幹産業である第一次産業の振興と併せて、人口減少対策、交通施策の実施を図ることが求められる。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口

本市の人口は、昭和 30 年の 42,305 人をピークに減少の一途をたどり、昭和 30 年から昭和 50 年の 20 年間に 12,267 人減少し 30,038 人となっている。特に昭和 35 年から 45 年までの 10 年間においては 9,409 人の急激な減少を示しているが、その後やや鈍化しているものの令和 2 年の国勢調査(速報値)では、16,828 人となり、ピーク時からすると 60.2%の減少となっている。

平成 27 年国勢調査において、年齢階層別の人口の推移は、0～14 歳までの年少人口、15 歳～64 歳までの生産年齢人口の減少に対し、老年人口は急速に増加し、高齢化率は 38.92%となっている。男女構成比においては、男性 8,752 人、女性 10,027 人と女性が男性を上回っており、男女とも自然減、社会減となっている。

地区別人口は、福島地区が総人口の 56.05%、北方地区が 9.87%、大東地区が 15.80%、本城地区が 8.85%、都井地区が 4.85%、市木地区が 4.58%となっており、福島地区に総人口の半分が集中している。

国立社会保障・人口問題研究会の「日本の地域別将来推計人口(平成 30(2018)年推計)

によると、令和 42(2060)年の本市の人口は5,958 人であり、人口減少と少子化高齢化が一段と進み、生産年齢人口の減少と高齢化率がさらに高まることが予測される。

その対策として、令和3年に策定した第2期串間市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(以下「人口ビジョン」という。)において、令和 12(2030)年までに人口置換率2.07を達成し維持すること、さらに転出超過を 80%抑制することで令和 42(2060)年に人口 9,000 人を維持し、本市の持続と地域活力を維持することを目標に掲げている。

② 産業構造

国勢調査による本市の就業人口を平成 27 年の 8,789 人と過疎対策の始まった昭和 45 年の 15,476 人で比較すると、43.2%の減少となっており、産業別では第一次産業が 8,554 人から 2,382 人へ、第二次産業が 1,792 人から 1,351 人へ、第三次産業が 5,129 人から 5,047 人へとそれぞれ減少している。特に、本市の基幹産業である第一次産業の就業人口は 72.2%の大幅な減少であり、第二次産業、第三次産業についても人口減少や高齢化による活力の低下や民間需要の回復力の低迷等、依然として厳しい状況にある。

県の統計調査による本市の市内総生産について、平成 25 年から 29 年までの5年間でみると、4.7%の減少、産業別では、第一次産業が 2.4%、第二次産業が 42.4%それぞれ減少、第三次産業が5.7%の増加となっており、就業者1人当たり市内総生産は0.4%の増加となっている。

各産業別にみると、第一次産業は、農業が 25.0%の減少、水産業が 41.5%の増加、第二次産業は、製造業が 19.2%、建設業が 50.5%とともに減少、第三次産業は、電気・ガス・水道・廃棄物処理業が 31.1%、金融・保険業が 23.1%とともに増加、教育が 17.0%、宿泊・飲食サービス業が 10.1%とともに減少となっている。

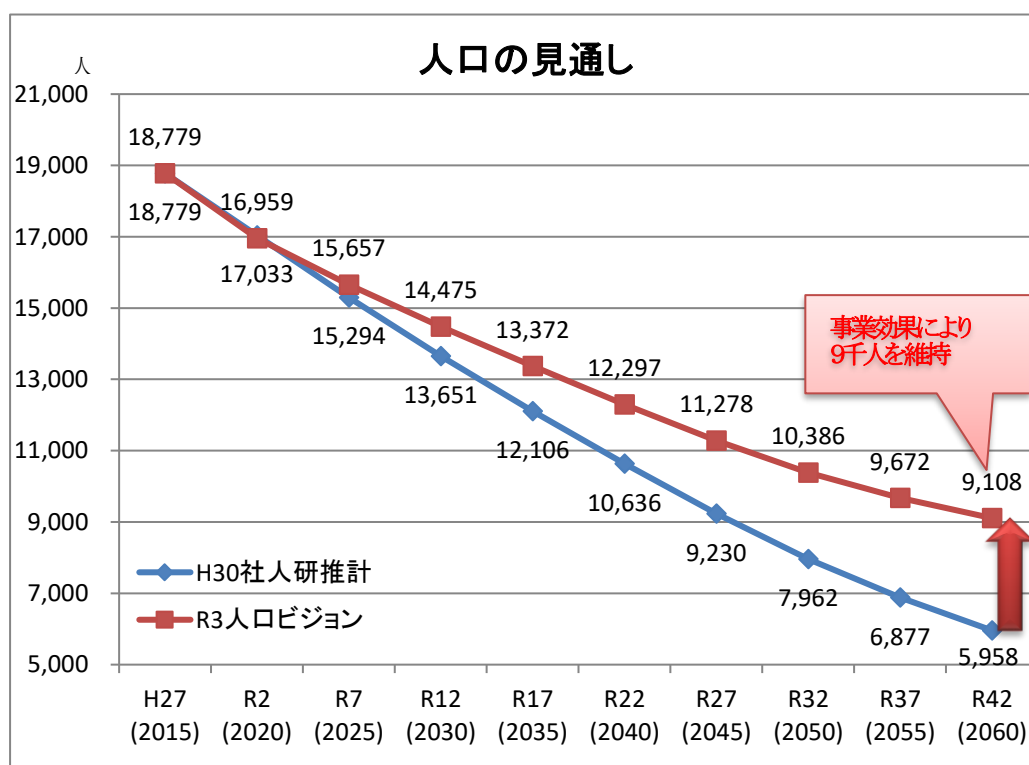
第一次産業及び第三次産業の総生産は年度ごとの増減はあるものの、産業全体としては横ばいで推移しているが、第二次産業の総生産は減少傾向で推移している。雇用の受け皿が脆弱であるがゆえに労働力人口が市外に流出する主要因と考えられる。

表 1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成2年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 41,143	人 30,038	% △27.0	人 26,734	% △11.0	人 22,118	% △17.3	人 18,779	% △15.1
0歳～14 歳	15,560	7,025	△54.9	5,308	△24.4	2,795	△47.3	2,104	△24.7
15 歳～64 歳	22,886	19,189	△16.2	16,166	△15.8	11,752	△27.3	9,197	△21.7
うち 15 歳～ 29 歳(a)	8,475	5,647	△33.4	3,242	△42.6	2,621	△19.2	1,656	△36.8
65 歳以上 (b)	2,697	3,824	41.8	5,260	37.6	7,571	43.9	7,201	△4.9
(a)/総数 若年者比率	% 20.60	% 18.80	—	% 12.13	—	% 11.85	—	% 8.82	—
(b)/総数 高齢者比率	% 6.56	% 12.73	—	% 19.68	—	% 34.23	—	% 38.35	—

※人口総数は年齢不詳者が含まれているため、年齢層別の積み上げは一致しない。

表 1-1(2) 人口の見通し



(3) 串間市行財政の状況

本市は、これまで平成9年度を初年度とする第一次財政健全化計画、続いて平成14年度からの第二次財政健全化計画を策定し、財政健全化の取組を行ってきたところである。現在は平成19年度から中期財政収支見通しを策定し、引き続き財政健全化の取組を行っているところである。

本市の決算状況について平成27年度と令和元年度を比較してみると、まず、歳入においては、平成27年度は121億8千3百96万4千円で、令和元年度には138億9千74万4千円となり、14.0%の増加を示した。

要因としては、依存財源では地方交付税が3億4千7百69万3千円、率にして6.8%の減、市債が4億8百8万9千円、率にして36.2%の増となっており、自主財源では、市税において、7千4百6万8千円、率にして4.5%の増となっており、増加傾向が見られるものの依然として歳入全体に占める市税の割合は12.4%と極めて低く、自主財源の低さを示している。

市税等の自主財源に乏しい本市にとっては、今後とも地方交付税、国・県支出金等の依存財源に頼らざるを得ない財政構造となっており、財政健全化推進の中、市債の抑制等に努めてきたが、近年の大型事業による市債発行の増により、実質公債費比率や地方債現在高等の公債費関係が増加している状況にある。

なお、過疎対策事業債においては、令和元年度は平成27年度と比較して5億8千42万円、率にして145.1%の増となっている。

一方、歳出においては、総額で平成27年度が118億3千9百78万9千円、令和元年度が135億8千7百1万7千円となり、14.8%の増加を示した。

義務的経費の伸びは、令和元年度は平成27年度と比較して1.4%の増であり、人件費では5.8%の減、公債費では11.8%の減となっている。一方、扶助費については、12.1%の増となっている。義務的経費の割合は、平成27年度が47.7%だったものが、令和元年度は42.2%となった。

投資的経費については、令和元年度は平成27年度と比較して66.4%の増となった。

表1－2(1) 串間市財政の状況

(単位:千円、%)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳 入 総 額 A	11,765,356	12,183,964	13,890,744
一 般 財 源	7,457,148	7,304,269	7,011,443
国 庫 支 出 金	1,424,444	1,858,624	2,421,266
都道府県支出金	921,415	965,536	1,155,086
地 方 債	866,906	1,128,419	1,536,508
うち過疎対策事業債	256,600	400,000	980,420
そ の 他	1,095,443	927,116	1,766,441
歳 出 総 額 B	11,492,000	11,839,789	13,587,017
義 務 的 経 費	5,783,461	5,645,932	5,727,527
投 資 的 経 費	1,266,436	1,807,758	3,007,794
うち普通建設事業	1,161,689	1,761,920	2,622,818
そ の 他	4,442,103	4,386,099	4,851,696
過疎対策事業費	302,355	610,929	1,481,994
歳入歳出差引額 C(A－B)	273,356	344,175	303,727
翌年度へ繰越すべき財源			
D	25,131	24,191	6,720
実質収支 C－D	248,225	319,984	297,007
財 政 力 指 数	0.259	0.251	0.284
公 債 費 負 担 比 率	16.6	12.0	10.9
実 質 公 債 費 比 率	12.4	5.4	5.7
起 債 制 限 比 率	－	－	－
経 常 収 支 比 率	92.6	87.9	92.4
将 来 負 担 比 率	49.6	24.3	45.6
地 方 債 現 在 高	9,971,850	9,490,591	10,649,960

表1－2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	44.4	15.0	26.4	39.5	40.6
舗 装 率 (%)	64.8	75.1	78.2	83.3	85.8
農 道					
延 長 (m)		521,968	521,968	507,534	507,534
耕地1ha 当たり農道延長(m)	210.0	210.0	217.6	160.1	169.7
林 道					
延 長 (m)	860.0	3,617.0	16,382.9	6,409.9	6,410
林野1ha 当たり林道延長(m)	2.3	9.7	44.2	17.3	17.3
水 道 普 及 率 (%)	80.0	91.5	91.9	96.8	96.2
水 洗 化 率 (%)			48.1	72.1	84.0
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	4.3	4.1	4.9	5.9	7.1

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本市はこれまで串間市過疎地域自立促進計画及び第1期串間市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、まちの活性化と人口減少・少子高齢化対策を進めてきた。しかし現状では、合計特殊出生率は県平均と比較して高い水準にはあるものの、出生数は少なく、自然減を中心とした人口減少は依然として続いている。

このため、本市においては持続可能な地域づくりを実現するために、第2期串間市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「第2期総合戦略」という。)を策定し、「安定した雇用を創出する」、「子育て世代に選ばれる環境づくり」、「新しい人の流れをつくる」、「住み続けたい魅力あるまちをつくる」の4つの戦略目標と「多様な人材の活躍を推進する」、「新しい時代の流れを力にする」の2つの横断的な戦略目標を設定したところである。本市には、豊かな自然を活用した観光資源や再生可能エネルギー施設が数多く存在する。こうした特性をさらに磨くとともに、互いに連携させることで交流人口を創出し、ヒト・モノ・カネの域内循環を促し、地域活性化を図っていく。串間市過疎地域持続的発展計画においては、これらの戦略目標を指針とし、本市の持続的発展を実現していく。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本市における過疎対策については、これまで過疎地域対策緊急措置法(昭和 45 年)、過疎地域振興特別措置法(昭和 55 年)、過疎地域活性化特別措置法(平成2年)及び過疎地域自立促進特別措置法(平成 12 年)に基づき、国・県・市の三者が一体となって種々の施策を総合的かつ計画的に推進してきた。その結果、地域住民の生活基盤である公共施設等の整備は着実に進んできたが、地理的ハンディを負う地方都市は、若年層を中心とした人口流出、高齢化の進行、基幹産業である第一次産業をはじめとする地域産業の低迷等様々な課題が山積している。

しかしながら、過疎地域には、食料・木材の供給や国土保全の場としての役割はもとより、近年の交通通信網の整備、都市との交流の拡大、人々の価値観の多様化等を背景に、新たな生活空間としての役割に対する期待も高まってきている。

このようなことから、今後の持続的発展対策にあたっては、現況と課題、社会経済情勢の変化、人々の価値観の多様化等を充分踏まえ、本市の持つ美しい自然・景観や歴史文化等の特性を生かし、NPO や自治会等を活用した住民参加による地域経営等新たな動向も踏まえつつ、産業振興の強化、情報通信基盤の整備と活用、都市と農山漁村の共生・対流の促進、少子化対策等、住民が誇りと愛着をもつことのできる総合的かつ計画的な持続的発展のための施策を積極的に推進する必要がある。また、その過程においてはソフト施策に充分留意するとともに民間活力の導入並びに地域住民の参画に努めることとする。

地域の持続的発展を図るため、本計画と計画目標年度が同様の第六次串間市長期総合計画(以下「第六次総合計画」という。)の戦略目標を本計画の基本目標とし、両計画が調和し一体的に人口減少・過疎対策に取り組むものとする。

なお、施策の展開にあたっては第六次総合計画や第2期総合戦略との整合性を図りながら適宜計画を見直し、施策の実効性を高めていくこととする。

①安定した雇用を創出する

本市の特色・強みを生かした産業の振興や企業の競争力強化を図るとともに、効率的な外貨獲得と富が循環する地域経済構造を構築し、農林水産業、観光産業等の振興と産業構造の多角化により、多様な就労環境の確保を図ることで、本市に人口が留まる仕組みを創出する。

また、多様化する価値観や持続可能な新たな生活を実現するためのライフスタイル、ワークスタイルを踏まえ、誰もがその力を発揮できる就業環境を整えることで、多様な人々が働くことができる環境づくりを推進する。

基本目標の指標	単位	令和元年度(実績)	令和7年度(目標)
生産年齢人口 (15～64歳人口)	人	7,851	6,654

②子育て世代に選ばれる環境づくり

地域団体や企業等と協働し、男女ともに社会全体で結婚、子育て、就業しやすい環境整備を実施するため、各種計画により、実効性のある少子化対策を総合的に推進する。

基本目標の指標	令和元年度(実績)	令和7年度(目標)
合計特殊出生率	1.96	2.01

③新しい人の流れをつくる

本市の転出超過の大半は若年層であり、多くの若者が進学、就職の機会に転出している。本市への人の流れをつくるため、若者等の希望に応える取組を実現し、若者の定住につなげる。

基本目標の指標	単位	令和元年度(実績)	令和7年度(目標)
転出超過人数(△)	人	△179	△36

④住み続けたい魅力あるまちをつくる

質の高い暮らしを実現するまちとしての機能充実を図る。併せて、豊かな自然、観光資源、文化、スポーツなどの地域の特色ある資源を最大限に生かし、地域の活性化と魅力向上を図る。また、急速な高齢化にも対応し、人々が地域において安心して暮らすことができるよう、医療・福祉サービス等の機能を維持・確保し、生涯現役の社会づくりを推進するとともに、地域における防災・減災や地域の安全の確保を図る。

基本目標の指標	単位	令和元年度(実績)	令和7年度(目標)
市民アンケート 満足度評価プラス項目	項目	35	35

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況評価については、本計画と同様の計画期間及び目的を兼ねている第六次総合計画の進捗管理を活用し、単年度ごとの達成状況を評価するほか、2年ごとに市民アン

ケートを行い、市民による政策評価を実施する。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月 31 日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本市も全国と同様に、人口の変化や高齢化社会の進展により公共施設の在り方やニーズが変化していくことが予想される。

その中で、本市の財政は、地方交付税の削減等に加え、インフラをはじめ多くの施設が維持改修に多額の経費を必要とするほか、社会保障関連経費の増大が見込まれ非常に厳しい状況にある。その一方で、市民ニーズは、高度化、多様化していく傾向にあり、地方行政が担う役割は大きくなっていくことが予想される。

また、地方が主体的に継続性のある行政運営を図るための施策の一つとして、本市が保有する全ての行政資源について効率的かつ効果的に活用していくことが求められる。よって、公共施設等の各用途の具体的な計画を作成し、着実に実行していく方向性を示すことにより、本市全体の調和のとれた、持続可能なまちづくりに必要な公共施設等を維持していくこと、併せて、未利用財産の売却や利活用を具体化することを串間市公共施設等総合管理計画(以下「総合管理計画」という。)では目的としている。

本計画においては、道路や港湾、住宅、各種施設等の公共施設に関する各事業について、総合管理計画に基づいた事業実施を行い、持続可能な施設運用を実現していく。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

移住政策については、子育て支援や産業振興など分野横断的に様々な取組を行い魅力と特徴のある施策を実施し、移住につなげられるような活動の展開を図る。

近接する自治体が様々な分野で相互に連携・協力し、個々の行政区域にとらわれることなく広域圏として行政機能の充実を図っていく必要がある。今後ますます進行する人口減少下にあって、一自治体では解決できない事態も想定され、また、今後厳しさを増す地域間競争を勝ち抜いていくためには、地域性を重視しながらも、鹿児島県域を含む広域圏でのスケールメリットを生かした連携・協力も必要となってくることから、持続性を見据えた新たな広域行政の枠組みについても積極的な検討を進めることとする。

(1) 現況と問題点

移住政策においては、空き家バンク制度による登録件数の充実や移住相談会への参加、市民活動団体との移住体験ツアーを実施してきたことに伴い、移住者の実績はあるものの、社会減をとどめるには至っていない。

加えて、コロナ禍により今まで実施していた対面での移住相談が困難な状況となっている。

(2) その対策

デジタル技術の発達により、SNS やオンラインでの相談会の開催が可能となったことで、対面に頼らない相談体制の充実が必要である。また、テレワークやワーケーションのように、職場を選ばない働き方が進められたことで、地方においては移住促進の気運が高まっている。

これらを踏まえ、空き家バンクの登録促進と移住相談対応などの受け入れ体制の整備を維持しつつ、民間団体と連携し、移住体験ツアー等の企画を盛り込んだ事業を展開し、移住を促進する。空き家バンクにおいては令和7年度に新規登録件数 10 件を目指す。また、移住相談窓口を通じた移住世帯数において、令和7年度に 10 世帯の移住を目指す。

(3) 計画

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
1 移住・定住・地域間交流 の促進、人材育成	(1) 移住及び 定住	くしま de スローライフ推進事業	串間市	
		地域おこし協力隊 活用事業(総合政 策課)	串間市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画及び串間市公共施設等個別施設計画(以下「個別施設計画」という。)には該当しない事業である。

3 農林水産業、商工観光業、情報通信産業その他の産業の振興

次世代に串間市を継承していくためには、活力ある経済を維持し、持続的に発展していく必要がある。

しかし、本市の基幹産業である第一次産業においては、後継者不足や従事者の高齢化、農林水産物の価格の下落への懸念、設備投資による経営圧迫など、経営存続が危惧される状況であるが、これからも本市振興にとって重要な産業であり、農水産物加工・販売体制の整備、都市消費者との交流の促進をはじめ、環境変化に即した多様な振興施策を一体的に推進し、農林水産業の維持・高度化を図っていく。

商工業の振興については、道路整備や基盤整備と連動した商店街の再生整備を図るとともに、企業誘致や地場産業の振興など工業支援施策の強化をはじめ、勤労者福祉の充実や事業承継、起業・創業に対する相談・支援等を串間商工会議所と連携して促進し、これらによる新規雇用の創出に努める。

さらに、豊かな自然や伝統文化、各種スポーツ、文化施設等を活用した観光・交流機能の拡充等に努め、新しい地域活性化の主要な手段として、農林水産業とも連動した観光・交流活動を活発化させ、地域性に即した活力ある産業構造の再構築を進めていく。

中心市街地においては、人口減少、若年層の市外流出による後継者不足等も相まって、集客力に乏しく、空き店舗、空き地が目立つ現状にある。

このような現状に鑑み、これまで検討してきた従来の都市基盤の整備に代えて、中心市街地の活性化策として新たに整備を行った「道の駅くしま」を核とし、広域交通ネットワークの結節点としての機能、民間活力の導入と地域住民の参画による集客性の高い拠点施設機能、遠隔集落とのネットワーク機能等を中心市街地に集積するとともに、旧吉松家住宅周辺の活性化計画と融合させることで集客・経済効果が期待され、都井岬をはじめとする自然豊かな景勝地やエコツーリズム等の地域資源を生かした観光施策と連携し、本市経済の好循環を創り出すまちづくりを進める。

(1) 現況と問題点

①農業

本市では、温暖な気候を生かし、全国でも有数の産地となっている超早場米や食用かんしょをはじめ、施設野菜、施設果樹、特用作物、露地野菜、花きなど多彩な農産物が生産されている。

しかし近年、サツマイモ基腐病といった新たな感染症の影響などにより、農家経営と産地維持が危ぶまれる状況が生じており、今後の農業形態の在り方について、関係機関団体と連携

した対応を求められる状況にある。

畜産部門のうち肉用牛については、高齢化に伴う離農などにより、飼養戸数は近年のピーク時である平成21年度の271戸から令和元年度は178戸と、年々減少傾向にあるが、意欲ある担い手への国・県等の制度事業によるICT技術を含む畜舎等整備の支援を行うことで規模拡大等が図られ、繁殖雌牛頭数は増加傾向にあり、本市農業の基幹的部門に成長してきている。

2015年農林業センサスでは、総農家戸数1,241戸、うち販売農家数が957戸であったが、2020年農林業センサスでは、総農家戸数が928戸、うち販売農家数が710戸となっており、前回と比較すると総農家戸数で74.8%、販売農家数で74.2%となっている。全国においては総農家戸数81.1%、販売農家数で77.3%となっており、全国と比較して農家数の減少率は高い結果となっている。

これまで担い手の育成・確保や耕作放棄地の解消に向けた農地の集約化、施設園芸ハウスの新設や強靱化の支援、収量・品質の改善を図るためのICT・IoT技術（環境制御装置・農業用ドローン等）の導入によるスマート農業の推進、農家所得の向上に向けた6次産業化の推進等を図りながら、産地の維持向上に努めてきたが、農業を取り巻く環境は依然として厳しく、農家戸数の減少や就業者の高齢化、担い手の減少、これに伴う耕作放棄地の増加等の問題が深刻化しており、特に、本市においては、基幹作物である食用かんしょの産地再生が喫緊の課題となっている。このような状況から、競争力のある力強い農業の確立に向け、産地とマーケットをつなぐ流通構造の変革を踏まえた生産体制の一層の推進とともに、本市の立地条件や経営条件に適合した農業の実現、畜産生産基盤の強化等による体質強化を図る必要がある。また、担い手対策として農業後継者や新規就農者をはじめ、家族経営、農業法人、集落営農組織など、雇用者の確保を含めた「多様な担い手」の育成・確保と、農地や施設整備等の農業生産基盤の一層の強化・充実に向け、スマート農業等の新たな取組の加速化や担い手への農地の集約を進め、安定した生産・出荷体制の構築や産地加工等による付加価値の向上、6次産業化やフードビジネスの推進の充実も含め、消費・流通ニーズに応じた品目の転換などの施策を展開する必要がある。また、農村地域の活性化のために都市と農村の「人、もの、情報」の流通を活発化させることが求められており、エコツーリズム等を活用した交流推進を図る必要がある。

さらに、環境に配慮した持続可能な農業の実践や効果的な鳥獣被害防止対策、気候変動による自然災害や新たな病害等への対応、家畜伝染病等にも強い農業を確立するとともに、TPP11等の新たな国際環境への対応強化も含めた産地づくりを目指す必要がある。

②林業

林業については、木材価格の低迷や高齢化により林業事業者及び従事者が減少していることから、後継者の育成や従事者の定着のために森林環境譲与税を活用した助成、再造林対策として市単独の補助事業に取り組んできたが、依然として生産活動が低調であり、林業を取り巻く情勢は厳しく、森林機能の総体的な低下が懸念されている。

このような状況から、今後は、平成 27 年度は 33.26%、令和元年度は 46.32%であった森林経営計画の認定率をさらに向上させることで、森林が将来にわたって適正に管理され、木材生産機能と森林の持つ公益的機能が持続的に発揮されるようにしなければならない。

そのため、森林内の路網整備や間伐を推進し、植栽未済地の解消に取り組み、合理的・計画的な森林施業の促進に努めるとともに、森林の保全及び育成、木質バイオマス発電等へのエネルギー活用、森林空間の総合的利用に努める必要がある。

また、森林経営管理法の下、未施業森林の解消に努めるとともに、林業従事者や後継者の育成、就労環境の改善への取組が求められる。

③水産業

水産業については、水産資源の減少と魚価の低迷、漁業就業者の高齢化など厳しさが増しており、漁業協同組合の業務報告書では、平成 27 年度の養殖における漁業生産量は、8,686 トンに対し、令和元年度の漁業生産量は 8,596 トンであり、出荷調整などにより、ほぼ同水準で推移しているが、養殖以外の漁船漁業の漁獲量においては、平成 27 年度 1,347 トンに対し、令和元年度 1,235 トンと減少している。

また、漁業就業者数においては、平成 27 年度の漁業協同組合の組合員数は 220 名に対し、令和元年度は 186 名と、ここ5年間に於いて、34 名の減少となっている。

本市の水産業は、沿岸漁業と養殖業が主体であり、これまで稚魚放流による栽培漁業や地先資源の増殖のための魚礁設置、養殖生簀係留施設の整備等を推進し、生産の安定、漁場改善に取り組んできた。

水産物を安定的に供給することと同時に漁村地域の維持発展が期待され、その期待される役割を十分に果たすためには、水産業の生産性の向上によって、漁業者の所得の増大を図る必要がある。そのためには、各地域の実情に即した形で、自ら足りない部分を明確にし、それを克服して所得向上や競争力向上を目指す具体的な行動計画である「浜の活力再生プラン」（平成 26 年水港第 2656 号。以下「浜プラン」という。）を実践し、漁業者の所得の向上や新規漁業就業者の確保等に取り組むとともに、養殖業においては、世界的に水産物の需要が高ま

っており、年々輸出量が伸びてきている状況にあることから、積極的な輸出拡大を目指す取組を推進する必要がある。

また、水産資源とそれを育む漁場環境の適切な保全・管理を行う事によって、初めて持続的に営むことが可能であることを再認識し、より発展した段階に踏み出していく必要がある。そのためには、限りある水産資源を守り育てる資源管理型漁業を積極的に進め、漁場環境整備などとともに、海水温の上昇など地球温暖化等も考慮した栽培漁業の推進に努め、「つくり、育て管理する」水産業に取り組む必要がある。

④商工業

本市の地場産業については、一部の企業では本県を代表する商品づくりに成功しているが、大部分の企業については、零細で資本力も弱く、商品企画力、技術開発力、販売力等における情報の収集、蓄積、活用が不十分であり、また、消費者ニーズや商業環境の変化に対するマーケティングも不足している状況にある。このことから、地域資源を生かした新商品開発、地域活性化、雇用創出等の可能性について検討していく必要がある。

地場産業の発展・強化を目的として、「一般社団法人串間市観光物産協会」によるインターネットを活用した通信販売や、市民に親しまれる特産品販売のための「よかむん市」(朝市)の開催、様々な特産品を詰め合わせた「よかむん味だより」の全国発送や各種物産展への参加など、特産品のPR促進を図るための活動を積極的に行っている。

しかしながら、近年の消費者ニーズの多様化や類似商品の流通等により産地間競争が激化していることから、本市の農産物等の特産品と商工業者の連携によるソフト面(商品企画力、技術開発力、販売力等)の強化をはじめ、ふるさと納税における魅力的な返礼品を開発することによる新たな販売形態による販路拡大など産地間競争に打ち勝つ新たな「串間ブランド」を確立する必要がある。

本市における企業誘致の状況は、医療用ビニールコードや産業用ビデオカメラ等の製造業を中心とした工場の進出があるものの、産業構造の変化、製造業の海外へのシフト化等により一部の企業が撤退し、新たな企業についても進出が厳しい状況となっている。

しかしながら、企業誘致は、経済活性化や雇用の場の確保、人口の定住化に大きな効果があることから、既存企業の経営安定化への支援を図るとともに、本市の地域資源を有効に活用した新たな企業の誘致はもとより、商圈から遠距離であるといった地理的不利の影響を受けないIT企業等の誘致など幅広い業種に対して行っていく必要がある。

本市の商業形態は、市内を商圈とした小規模な商店がほとんどであり、コンビニエンスストア

や大型店、郊外型量販店の進出や近隣市外への購買力の流出等により、これら商店の経営に大きな影響を与えている。

このような商業を取り巻く厳しい環境の中、仲町商店会、JAM大東振興会、本城商興会の各商店会においては、スタンプ事業や独自のイベントを開催する等、商店街活性化へ積極的な取組を行っている。

今後は、個々の商店のみならず、各商店会がひとつになり、市場調査、販売促進、宣伝広告等マーケティング活動を実施するとともに商工会議所等と連携を図りながら魅力と活力のある商店街づくりに取り組む必要がある。

⑤観光・レクリエーション

本市の観光は、自然志向・健康志向の強まりや癒しを求めるニーズの増大に対応するため、都井岬をはじめ、串間温泉いこいの里、高松海水浴場、幸島、赤池溪谷、恋ヶ浦のサーフィン、ゴルフ場といった既存観光資源の整備・充実・ネットワーク化を図るとともに、豊かな観光資源の特性を生かした「エコツアー」などの体験プログラムの創出並びにイベントの開催を行い、これらの総合的な情報発信により、年間を通して観光客が訪れる特色ある観光地づくりや、スポーツ合宿誘致など交流人口の増加に向けた主体的な取組を市・一般社団法人串間市観光物産協会が一体となって推し進めていく必要がある。

同時に、観光資源の磨き上げ、既存プロモーション素材の更新を図りつつ、これらを活用したデジタル広告等により、様々な観光需要に適確に対応した取組が必要となっている。さらに、観光地のインフラ整備により、安全・安心に楽しめる観光地づくりも求められている。

(ア)観光の動向

本市の観光入込客数は、昭和 52 年の約 113 万人をピークに年々減少の一途をたどり令和元年には 22 万 5 千人となっている。新型コロナウイルス感染症の影響を受け一層の落ち込みを見せている状況ではあるが、新たな観光スポットの開業等により回復の兆しもみえている。

(イ)観光資源

本市は、延長 77kmにも及ぶ美しい海岸線と変化に富んだ数々の景勝地に恵まれ、野生動植物の宝庫となっている。

その中で、市木海岸から都井岬に至る海岸線は、日南海岸国定公園に属しており、サンゴ礁が分布する都井岬沿岸をはじめとして、日本の渚百選に指定されている石波海岸、亜

熱帯海岸樹林、幸島の文化猿、サーフィンスポットの恋ヶ浦海岸、都井岬の野生馬及びソテツの自生地等、数多くの天然資源に恵まれている。さらに都井岬の中には、参観灯台である都井岬灯台、航路安全と縁結びの神様で知られる御崎神社といった独自性の高い観光資源があり、野生馬ガイドやVR体験、地元の食材を生かした特製フードが楽しめる休憩施設、串間市都井岬観光交流館「PAKALAPAKA」が都井岬の情報発信の拠点として整備されている。

また、一里崎から高松に至る志布志湾に面した海岸線は、波穏やかな美しい海岸で、市内外からの利用者で賑わう高松海水浴場や、新たに整備した串間市高松キャンプ公園の開設により、マリンスポーツ等、海浜レクリエーションの場所として最適である。

市街地と都井岬の間には、日南串間ゴルフコース及び串間温泉いこいの里があり、健康増進や心身のリフレッシュの場を提供している。

(ウ) スポーツキャンプ等の状況

スポーツキャンプ等については、本市の温暖な気候がスポーツキャンプ等に適していることや、運動公園のスポーツ施設の整備が進んだこと、さらには官民挙げた誘致活動の展開により、平成 30 年度には 89 団体、延べ宿泊者数約 7,600 名の結果となっている。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和元年度以降厳しい状況が続いている。

⑥その他

港湾の整備と活用については、本市は、福島港、黒井港及び大納港の3つの地方港湾を有しており、特に福島港は昭和 58 年に策定された港湾計画により、昭和 59 年から外港地区に係留施設の整備が進められ、平成 14 年度に全面供用開始したが、物流港としての取扱貨物量は目標値に遠く及ばない状況にある。今後も物流港としての利活用促進や、多面的な港湾整備を図る必要がある。

また、黒井港は昭和 50 年に、大納港は平成2年に地方港湾となり漁船対策施設、外郭施設等の整備は概成しているが、今後も地方港湾としての維持・機能の充実に努める必要がある。

串間市総合運動公園は、供用開始より 40 年以上が経過し、施設の老朽化は顕著であり、スポーツイベント・キャンプ誘致からも、利用の安全確保や施設改修が求められている。

また、健康増進を含めスポーツ・レクリエーションやいこいの場、交流の場等、身近で子供から高齢者までが安全で利用しやすい市民ニーズに適した公園整備が必要である。

さらに当公園は、地域防災拠点と位置付けており、防災施設の整備の拡充を図るとともに長

寿命化計画に基づき、施設の延命化及び計画的な整備の必要性がある。

(2) その対策

①農業

(ア)農業生産基盤の充実とスマート農業の推進

地域の農業・農村を守りながら稼げる農業を実現するために、農地の集積率を令和元年度の35%から令和7年度は50%を目標に設定し、農地の集約化やスマート農業等による生産性向上や分業体制を構築することにより、効率的な生産体制の確立に努める。また、農用地利用改善団体の機能強化・鳥獣被害防止対策の一体的な実施等により耕作放棄地の解消を図り、優良農地の確保・保全に努めるとともに、生産者並びに関係機関との連携のもと、ほ場の区画拡大等による農業生産基盤の一層の充実に努める。また、農業の生産性を高めるため、農地中間管理事業やほ場整備事業等の取組を強化し、認定農業者や集落営農組織、農業法人など中心経営体への農地の集積を促進していく。

(イ)多様な担い手の育成・確保

本市農業の担い手を令和7年度において385人を確保することとし、「人・農地プラン」に基づき、経営安定・向上のために新たな取組に挑戦する担い手の育成・確保に努める。また、新規就農者、集落営農組織、農業法人などの「多様な担い手」の参入が円滑に行えるよう、技術修得から経営安定・定着まで関係機関と一体となり支援に努める。引き続き「集落営農」を今後の農業を支える重要な担い手として位置付け、担い手リストに基づく集落分析や人・農地・作物等の情報を集約した地図システム等を有効に活用し、それぞれの団体等の会議において組織化に向けた合意形成を進めるとともに、既存の集落営農組織については、より効率的で安定的な農業経営の確立に向け、集落営農法人等への誘導を図る。

(ウ)環境に配慮した持続可能な農業の促進

持続的で安全・安心な農業・農村づくりの実現に向け、GAP等の取組への支援や耕畜連携の更なる推進等、地域資源を最大限に活用した資源循環型農業の確立に努める。また、廃プラスチック類など農業関連廃棄物の適正処理・リサイクルなど、環境にやさしい農業を推進する。

(エ)農産物の振興

温暖な気候や地域資源を生かした魅力ある本市農業の実現に向け農業生産額の目標を令和元年度の90.9億円から令和7年度においては100億円、新品目の生産拡大面積を令和元年度の0haから令和7年度を13haとし、以下の取組を行いながら生産性の高い農業の

振興と産地づくりを展開する。

I 超早場米と高収益作物(施設ピーマン・きゅうり・マンゴー・かんしょ・ごぼう等)を組み合わせた生産性の高い水田営農の推進

II 食用かんしょ等を核とした輪作体系による畑作営農の推進

III 果樹・特用作物等の豊富な地域資源を生かした魅力ある産地づくり

(オ) 畜産の振興

経営の体質強化を図りながら飼養規模の拡大を推進するとともに、ICT 技術等を活用した飼養管理技術の改善による生産基盤の拡充と経営の安定化を進める。

繁殖雌牛の飼養頭数については令和元年度の 4,084 頭を令和7年度までに 4,500 頭まで伸ばすことを目標に掲げ、畜産経営の高度化を志向する後継者の育成に努める。

また、畜産経営における環境保全型農業の確立に向け、家畜排せつ物の適正管理及び良質たい肥を利用した飼料生産などによる循環型農業の確立など、自給粗飼料確保対策を含めた総合的な畜産振興を実施する。

(カ) 危機事象(自然災害・家畜伝染病・新たな病害、新型コロナウイルス感染症等)への対応と、継続性のある農業の推進

地球温暖化による局地的豪雨・暴風等による災害に対応するため、防災・減災に向けた災害に強い生産環境整備に取り組む。

家畜伝染病については、これまで以上の防疫体制の強化を図るとともに、サツマイモ基腐病をはじめとした新たな病害等に対しても、国や県と連携し迅速に対応する。さらに、これらの危機事象の影響による経営継続への支援や収入保険制度等の経営を安定させる制度への加入促進に取り組む。

(キ) 流通・販売体制の充実

今後、既存の流通ルートの一層の充実(東九州自動車道の整備)や県内選果場等の集約化が進む事が予想され、ICT 技術等を活用したモノと情報が繋がる効率的な物流の実現に向けた支援に取り組む。

(ク) 都市と農山漁村との交流の促進

串間エコツーリズム推進協議会や民泊事業者を中心に、PR による市民の理解と市外からの交流人口を増やす取組を実施する。

② 林業

林業においては、森林が将来にわたって適正に管理され、木材生産機能と森林の持つ公

益性が持続的に発揮されなければならないことから、以下の取組を行う。

(ア) 林業生産基盤の整備と計画的な森林施業の促進

森林経営計画の作成の促進を図り、森林施業の効率化、森林の持つ多面的機能の高度発揮に向け、関係機関との連携のもと、作業道等の整備を進める。

また、森林所有者の意識の醸成、合意形成を図りながら、森林組合を中心とした森林施業の集約化や受委託を促進し、共通の認識と目標の基に合理的な森林整備が行える体制を確立し、未利用材・間伐材等を利用した木質バイオマス発電等のエネルギーへの利活用を促すなど、計画的な森林施業を推進する。

なお、森林経営計画の認定率は、令和7年度までに 52.15%まで向上させることとする。

(イ) 林業従事者の確保

林業の振興と林業経営の安定を図るため、事業振興資金の貸付などにより、地域林業の中核的担い手である森林組合の強化に努めるとともに、林業従事者の確保・育成に努める。

(ウ) 森林の保全・育成と総合的利用

森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向け、また、森林と水資源の保全との関連を考慮した森づくりの視点に立ち、森林所有者の森林経営計画作成や保安林指定などを視野に入れた市民参画による森林の保全・育成を模索する。

③水産業

養殖では、積極的な輸出拡大を目指し、令和7年度の生産量の目標を 10,000 トン、養殖以外の沿岸漁業では生産性の向上による漁業就業者の所得増大を目指し、令和7年度の生産量の目標を 1,300 トンに設定し、以下の取組を行う。

(ア) 漁業基盤の整備と水産資源の確保

漁港施設においては、漁船の保全を目的としたものだけではなく、背後の集落を津波等の自然災害より守る施設として整備を進めるとともに、魚礁の設置等により漁場の整備に努める。また、水産資源を維持し持続可能な漁業生産を図っていくために、稚魚の放流、藻場造成活動支援、栽培漁業などの推進に努め、「つくり、育て管理する」漁業の確立を目指す。養殖漁業については、世界的に「和食」に対する関心が高まる中、食文化と一体となった我が国の水産物について輸出を大きく伸ばせる好機にあるため、「串間市養殖振興プロジェクト」に基づき、輸出に伴う養殖生簀の規模拡大等の取組を推進する。

(イ)水産物のブランド化、流通対策の推進

養殖イワガキも含め、より多くの魚種の地域ブランド化を推進するとともに、新鮮で安全な水産物を安定的に供給するための体制づくりを図る。

また、養殖や漁船漁業で漁獲される魚介類の PR、市場流通以外のネット等を利用した販売を進める。

(ウ)浜プランの着実な実施による新規就業者と後継者の確保・育成と経営体制の整備

「浜プラン」の PDCA サイクルの実践を推進し、漁業就業者を確保するため、国の支援事業など、各種漁業振興施策の展開により漁業者の経営安定を図り、後継者づくりと人材の育成に努める。

また、魚価の低迷による経営難が続いているため、魚価の向上のための販売戦略を構築する取組を推進する。

④商工業・観光レクリエーション

起業や事業拡大を支援する施策を行うことにより、製造品出荷額を 4,000 百万円(令和7年)とする。

商品企画力、技術開発力、販売力等の強化は事業の成長につながっていくことから、商工事業者への手厚い支援を継続して行うことにより、「串間ブランド」の確立を推進していく。

串間商工会議所の運営基盤を安定させることにより、事業者への経営指導や起業へのサポートを行い、新規就業者や事業所数の増加を目指していく。

継続的な企業誘致活動を実施し、条件を満たした誘致企業に対しては手厚い優遇措置を行うなどして、企業立地数の増加を目指していく。

観光においては、内陸山間部には、清流と奇岩が楽しめる赤池渓谷や約 7km 続くあじさいロードなどの森林資源を生かした景勝地があり、これら魅力ある観光資源を有機的に活用する必要がある。平成 29 年に国のエコツーリズム推進地域に認定され、「都井岬野生馬ガイド」をはじめとする本市でしか体験できない「エコツアー」を造成しているところであり、マスツーリズムから個人に変化した旅行形態に対応すべく、本市の魅力発信としての観光素材として体験・滞在型のエコツアーの磨き上げを行う。

また、多様化・高度化する観光ニーズに対応するため、串間市都井岬観光交流館「PAKALAPAKA」や串間温泉いこいの里、串間市高松キャンプ公園などの観光施設と自然体験型の「串間エコツーリズム」や県が推進する「サイクルツーリズム」と連携した取組を加速させ、新たな観光ルートの構築を図るとともに、既存プロモーション素材の更新や SNS 等を活用

した効果的な情報発信を継続して行うことにより、多様な旅行ニーズに対応していく。

特に、都井岬においては、串間市都井岬観光交流館「PAKALAPAKA」整備後の残る市有地の活用についてその方向性を検討しているところであり、民間活力を生かした新たな活用を軸として、都井岬を本市観光の核として磨き上げを行い、この地域でしか体感できないオンリーワンの観光地としてポテンシャルの高い地域の魅力を市内外に広く発信していく。

スポーツキャンプについては、これまで以上の合宿団体に対する丁寧な対応と関係団体が連携した積極的な誘致活動に加え、良質な運動施設や新たな観光スポットをしっかりとアピールし、選ばれる合宿地になれるよう努めていく。また、地域間による誘致活動が活性化していることから、今後さらなるソフト・ハード面での受入体制の充実を図るとともに、合宿地として選ばれるための条件ともなる宿泊施設の魅力創出に努めていく。

これらの取組をもとに各種メディア媒体を活用した観光物産プロモーション強化により、観光入込客数 32 万人(令和7年)を目指していく。

⑤その他

港湾の整備と活用については、福島港は今般の経済状況と日南市の油津港、鹿児島県志布志市の志布志港という重要港湾との位置関係からも、役割分担や新たな方向性を見出す必要がある。今後、関係機関との協議を踏まえながら、港湾の機能が十分に発揮できるよう所要の港湾施設の整備を要請するとともに、物流以外の港湾利用、周辺エリアの活用も視野に新たな利活用についても促進していく。

また、黒井港及び大納港については、今後も地方港湾としての維持・機能の充実に努める。

串間市総合運動公園整備については、長寿命化計画に基づき優先順位を定め、国県の制度事業や助成金等を活用するなど、年次的に施設改修を図り、スポーツイベント・キャンプ等の誘致により利用増進を図る。また、利用しやすい公園・広場の適正な維持管理を行うとともに、利用者の安全確保や公共空間の環境整備を図り市民ニーズに対応した施設整備に取り組む。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
2.農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光	(1)基盤整備 農業	多面的機能支払交付金事業	各受益者団体	
		生産基盤支援対策事業	各受益者	
		耕地災害復旧事業	串間市	
		県営土地改良事業	宮崎県	
		農地耕作条件改善事業 (本西方、居城田)	串間市	
		農地耕作条件改善事業 (居城田、都井)	串間市	
		森林整備地域活動支援 交付金事業	南那珂森林組合	
		種子島周辺漁業対策事業	漁協	
	(2)漁港施設	漁港整備事業等	宮崎県	
		施設園芸振興対策事業	農業者	
	(3)経営近代化施設	くしま型畜産生産力向上 支援事業	農業者	
		企業支援プロジェクト事業	串間市	
	(4)起業の促進	商工業振興対策事業	串間商工会議所・串間市	
		都井岬再開発事業	串間市	
	(5)商業	総合運動公園整備事業	串間市	
		串間市中心市街地まち づくり事業	串間市	
		農業経営対策事業	協議会	
	(6)観光・レクリエーション	農政推進対策事業	協議会等	
		中山間地域等直接支払	協定集落	
	(7)過疎地域持続的 発展特別事業			

		制度事業		
--	--	------	--	--

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
		農業振興対策事業	各JA部会等	
		家畜伝染病防疫対策事業	協議会	
		優良繁殖雌牛保留対策事業	農業者	
		葉たばこ生産力向上対策事業	共同育苗組合	
		きらり輝く！若い農業者就農促進事業	認定新規就農者	
		耕作放棄地再生利用対策事業	農業者	
		肉用牛産地維持対策事業	農業者	
		酪農素牛預託育成支援事業	農業者	
		食用かんしょ産地維持緊急対策事業	協議会等	
		多様な担い手組織アクションサポート事業	担い手組織	
		鳥獣被害対策事業	協議会・農業者	
		くしま農畜産物等応援プロジェクト事業	協議会	
		淡水魚増殖事業	淡水漁協	
		漁業活性化対策事業	協議会	
		水産資源増殖事業	漁協	
		水産多面的機能発揮対策事業	協議会	
		漁業経営安定対策事業	漁業者	
		新たな水産資源開拓	漁協	

		推進事業		
--	--	------	--	--

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
		青年漁業者・新規就業者支援事業	漁業者	
		串間市水産業人材投資事業	漁業者	
		野猿・シカ・イノシシ対策事業	有害鳥獣対策協議会	
		農業資金利子補給事業	農業者	
		畜産資金利子補給事業	農業者	
		酪農ヘルパー事業	ヘルパー利用組合	
		串間市畜産素牛導入資金貸付事業	農業者	
		農村環境改善センター改修事業	串間市	
		都井基幹集落センター改修事業	串間市	
		市有林管理事業	串間市	
		住宅リフォーム促進事業	串間市	
		三大イベント推進事業	くしま活性化委員会	三大イベントについては、火祭り等の地域の伝統文化の保護・促進を兼ねる地域振興のための事業であり、将来にわたって地域の持続的

				発展に資するものである。
持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
		観光物産推進事業	串間市観光物産協会	
		観光物産プロモーション事業	串間市	
		企業立地促進事業	串間市	
		未来を拓くまちなか・創生・ひとづくり事業	串間市	
		スポーツ&カルチャーランド串間推進事業	スポーツ&カルチャーランド串間推進協議会	
		串間エコツーリズム推進事業	串間エコツーリズム推進協議会	
		港湾整備事業	宮崎県	

(4) 産業振興促進事項

①産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
串間市全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月 31 日	

②当該業種の振興を促進するために行う業務の内容

事業の内容については、上記の(2)その対策及び(3)計画に記載している事業のとおりである。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

串間市農村環境改善センターについては、総合管理計画の個別施設計画に基づき長寿命化を図り継続利用とし、損傷が軽微である早期段階から機能・性能の保持・回復のために修繕

等を行い予防に努める。

都井基幹集落センター(都井支所)については、将来的に施設の統廃合等、集約化や用途廃止も視野にいたした施設の維持管理に努める。

串間市総合運動公園については、総合管理計画における簡易判定評価の結果を踏まえ、利用検討となっていることから、長寿命化計画により優先順位を定め、年次的に改修を進める。

その他、観光施設等についても総合管理計画の趣旨に則り管理運営を行っていく。

4 地域における情報化

多様な分野における情報・通信・ネットワークの整備を図ることにより、市民生活の利便性を高めるとともに、新たな交流を生み出す。

(1) 現況と問題点

長期的な取組により、市内全域において光ファイバーによるインターネットが可能な環境が整備され、携帯電話の未受信地域も解消されている。そのような中で、国が推進する Society5.0 などデジタル化の取組に向けた新たな課題を解決するため、官民データ利活用推進計画及び DX(デジタル・トランスフォーメーション)推進計画の策定を行い、ビッグデータ・人工知能・ロボティクス技術・マイナンバー等を活用し、住民の満足度を高められるよう取り組む必要がある。

近年は、LPWA、5G あるいはローカル5Gといった新たなサービスが次々と展開されている。しかしながら、技術が複雑化したことで高齢者に限らず利活用が限定的になりやすい現状もあり、同じ地域、同じ条件の中で情報格差が広がることが想定され、地域における ICT 支援を強化することで、地域における新しいまちづくりの形が期待される。また、都心部から離れ仕事を行うワーケーションやリモートワークといった新しい生活様式に対応した、コワーキングスペースやシェアオフィスの推進にも取り組む必要がある。

さらには、災害時の情報伝達手段の整備と多重化は大変重要となっており、防災行政無線設備の整備等をさらに進めていく必要がある。

(2) その対策

行政サービスをはじめとする医療・福祉・防災等生活分野における地域課題の解決や、利便性が享受できる環境の整備を図るため、地域情報化推進計画を策定し、IT ベンチャー等と連携し、ワーケーションに対応した施設環境の整備や地域における ICT 人材の育成等、ハード・ソフトの両面から効果的な施策に取り組む。

また、市民一人ひとりが様々なサービスを楽しむことができ、誰一人取り残さない社会を実現するため、防災や見守り等による地域課題の解消促進など、デジタル技術を取り入れることで、今までにない行政サービスを展開し、住民生活が豊かになるデジタル・トランスフォーメーションの実現に努める。これらの取組により、オンライン申請対応サービスの対応件数を令和 7 年度までに 30 件に増加させる。

さらには、地震、津波、台風、集中豪雨等多種多様な自然災害の情報を住民に対して提供

するため、防災行政無線等の整備拡充並びに効率的な活用に努める。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
3.地域における情報 化	(1) 電気通信施設等 情報化のための施設	防災行政無線整備事業	串間市	
	(2)過疎地域持続的 発展特別事業	スマート自治体整備事 業	串間市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画及び個別施設計画には該当しない事業である。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

交通体系の整備については、地域産業活動の活性化や市民の利便性の確保を図る上で重要な役割を果たすものであり、引き続き重点的な整備を進め、広域的交通通信ネットワークの形成に努める。そのため、東九州自動車道の早期整備をはじめ、国道・県道の整備促進、市道の整備を進めるとともに、人々が集う魅力ある市街地環境の整備、快適な住宅や宅地の整備誘導、鉄道、バス等の公共交通機関の利便性向上を図っていく。

また、今後の広域的な地域構造の変化や社会・経済情報の変化を見通し、長期的・広域的視点に立った計画的で利便性の高い生活基盤の整備を推進する。

(1) 現況と問題点

①市道

市道は、500 路線、総延長 474km、整備率 40.7%となっており、平成 27 年の 40.1%の整備率と比較して、0.6%の伸びとなっているが、今後の地域交通の維持のためには、整備率の向上が急務である。制度事業を活用した計画的な改修並びに軽微な老朽損傷箇所の補修、ガードレール等の安全施設の設置に努める必要がある。また、市が管理する 2m以上の橋りょう 245 橋のうち、供用後 50 年以上経過している橋りょうは 109 橋あり、安全性の確保を図るための点検並びに適正な補修に努める必要がある。

②公共交通

市コミュニティバス「よかバス」(以下「よかバス」という。)は、市内全域で 15 路線あり、通院、買い物等地域住民の日常生活に密着した交通機関である。指定管理者に委託し、市からの委託料及び利用料金の併用制により運行しているが、その年間乗車人数は、平成 27 年が 26,584 人、令和元年度が 21,589 人であり、過疎化等の人口減少による影響から年々減少傾向にある。

JR日南線は、市民の通勤、通学、通院等日常生活に欠くことのできない重要な生活路線である。しかしながら、その利用客は、過疎化、少子化、ダイヤ改正による減便等により減少しており、JR九州が公表している令和元年度の油津・志布志間の平均通過人数は 199 人と、JR九州内においても非常に厳しい状況となっていることから、行政・地域住民が一体となって利用促進運動を積極的に取り組む必要がある。

③その他

宮崎県南圏域を含む東九州地域は、西九州地域に比べ、高速交通体系が著しく立ち遅れ

ていることから、産業や都市間の相互連携・ネットワークが不十分であり、地域の特性や潜在能力が発揮されていない。魅力的な経済文化交流圏を形成するためには、東九州自動車道をはじめとした高速交通体系の整備を促進し、宮崎自動車道や九州中央自動車道と連結した循環型高速交通ネットワークの構築を図ることが重要であり、さらに、海上輸送の整備拡充や港湾等の整備を促進することにより、物流機能の強化を図ることが必要である。

(2) その対策

①市道

市道の整備については、整備率の向上を図るために、各種の制度事業を活用し積極的な事業の推進に努める。軽微な損傷個所の補修では、利用者の安全確保を図るため、早急な補修に努める。

また、橋りょうについては、急増する老朽化橋りょうに対し5年に1度の定期点検により、健全度の評価等を踏まえ策定している串間市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、従来の事後的な修繕及び架け替えから、予防的な修繕及び計画的な架け替えを行う。

数値目標については、実施事業計画の工事延長等をもって目標管理していく。

②公共交通

市民の日常生活に必要不可欠で身近な交通手段である、JR 日南線や路線バスの維持・確保のため、引き続き運行路線に関係する自治体と連携して利用促進を図るとともに、交通事業者に対し利用者からの要望に基づいた運行維持方策について、協議を実施していく。また、串間市地域公共交通網形成計画を推進し、利用者の利便性向上に努めるとともに、地域の輸送資源を総動員し、持続可能な公共交通ネットワークの構築を図る。また、よかバスの乗り方教室の開催などを通して新規利用者の獲得に向けた取組を実施し、年間 27,000 人の乗車人数を目指す。

③その他

循環型高速交通ネットワーク構築のため、東九州自動車道や都城志布志道路等の早期整備に向けて、引き続き関係する協議会や関係機関と連携しながら、要望活動を推進する。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
4.交通施設の整備、 交通手段の確保	(1)市町村道 道路	道場口広線(改良)	串間市	L=612m W=5.5m
		上町城山線(改良・バイパス)	串間市	L=420m W=5.5m
		上町西林線(改良)	串間市	L=270m W=5.0m
		有明木代線(改良)	串間市	L=120m W=6.5m
		ハヶ谷藤線(改良)	串間市	L=600m W=3.0m
		吾社百田線(改良)	串間市	L=700m W=5.5m
		松清上小路線(改良)	串間市	L=180m W=5.5m
		洲崎銭亀線(バイパス)	串間市	L=600m W=6.5m
		松清七ツ橋線(改良)	串間市	L=300m W=5.5m
		松清霧島線(改良)	串間市	L=1000m W=5.5m
		烏帽子野白坂線(改良)	串間市	L=890m W=5.0m
		新町市之瀬線(改良)	串間市	L=390m W=8.5m
		石木田1号線(改良)	串間市	L=100m W=5.5m
		清水線(改良)	串間市	L=100m W=5.0m
		善田本町線(改良)	串間市	L=500m W=5.0m

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
	橋りょう	市之瀬2号線(舗装)	串間市	L=900m W=4.0m
		揚原古大内線(改良)	串間市	L=2370m W=5.0m
		屋治金谷線(舗装)	串間市	L=1000m W=5.0m
		前田古川線(改良)	串間市	L=600m W=3.0m
		七ツ橋大平線(舗装)	串間市	L=4055m W=7.0m
		揚原古大内線(舗装)	串間市	L=2200m W=5.0m
		立宇津黒井峠線(法面)	串間市	L=240m W=4.7m
		揚原古大内線(古大内橋)	串間市	L=18.3m W=6.2m
		居城田線(口広橋)	串間市	L=18.5m W=4.1m
		名谷通線(名谷橋)	串間市	L=14.0m W=3.2m
		代田上代田線(中ノ谷 2号橋)	串間市	L=2.6m W=3.7m
		宮ノ浦 1 号線(第二明田橋)	串間市	L=14.0m W=5.8m
		奴久見高松線(八反田橋)	串間市	L=3.0m W=4.6m
		春日白坂線(小田代橋)	串間市	L=41.0m W=5.3m
		寺迫毛久保線(蔵ノ下橋)	串間市	L=23.5m W=3.1m
		仲河内線(仲河内橋)	串間市	L=12.0m

				W=3.1m
持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
		海北 1 号線(第 2 海北橋)	串間市	L=8.8m W=3.6m
		塚巡羽ヶ瀬線(羽ヶ瀬橋)	串間市	L=29.0m W=3.6m
		揚原古大内線(揚原下橋)	串間市	L=21.4m W=5.8m
		松清塩屋原線(第二松清橋)	串間市	L=39.0m W=4.8m
		烏帽子野白坂線(山根橋)	串間市	L=20.5m W=4.8m
		名谷滝山線(名谷 1 号橋)	串間市	L=10.0m W=4.8m
		横川線(長田橋)	串間市	L=10.7m W=4.8m
		秋山遍保ヶ野線(遍保ヶ野橋)	串間市	L=16.0m W=3.8m
		塚巡羽ヶ瀬線(下園橋)	串間市	L=29.0m W=4.7m
		今町金谷線(福島大橋)	串間市	L=419m W=8.2m
		徳間穂佐ヶ原線(中鶴橋)	串間市	L=78.0m W=6.2m
		桂原井牟田線(中丸橋)	串間市	L=45.0m W=3.1m
		子持田石原線(前原橋)	串間市	L=14.5m W=5.0m
		前田古川線(上之坊橋)	串間市	L=29.2m W=4.7m
		園田堂園線(西之園橋)	串間市	L=55.0m W=6.7m
		立字津黒井線(園之田)	串間市	L=15.0m

		橋)		W=7.3m
持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
	(2)自動車等 (3)公共交通 (4)過疎地域持続的 発展特別事業	東1号線(鶴田橋)	串間市	L=8.4m W=3.4m
		秋山遍保ヶ野線(小高 野橋)	串間市	L=10.0m W=3.3m
		古川谷之口線(中手丸 橋)	串間市	L=20.0m W=3.1m
		大納高畑山線(大平口 橋)	串間市	L=7.8m W=3.7m
		地域公共交通運行事業 (バス更新)	串間市	コミュニティバ ス
			串間市	
		地域公共交通運行事業	串間市	
		JR日南線利用促進事業	串間市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

道路、橋りょうに関して、総合管理計画に基づき、適切な時期に修繕を行う予防保全型管理を実施していく。

6 生活環境の整備

豊かな自然環境を守り育てるとともに、自然と共生する快適で安全な居住環境づくり、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会・低炭素社会の形成、人々の定住促進に向け、環境を総合的にとらえた施策を市民・事業者と一体となって推進し、内外に誇りうる環境重視の特色あるまちづくりを進めていく。

また、健康で快適な暮らしに欠かせない上下水道の整備、ゼロエミッション(廃棄物ゼロ)社会の形成に向けた廃棄物処理体制の充実、地域資源を生かした特色ある公園・緑地、親水空間の創造、景観の保全・整備を総合的に推進し、自然と共生し、美しさと快適性・安全性が実感できる、だれもが住みたくなる質の高い居住環境づくりを推進する。

さらに、予想される大地震や風水害等の災害から市民の生命及び財産を守ることを目指し、ハード・ソフトの両面での事前対策(事前防災まちづくり)及び対応を進めていく必要があり、交通安全・防犯対策、消費者保護対策、常備消防・救急体制及び非常備消防体制の充実を図り、災害に強い安全・安心なまちづくりを進める。

(1) 現況と問題点

①水道事業

水道事業については、昭和 33 年4月の創設以来、数次の拡張や整備を行い現在に至っている。第6次拡張の変更認可においては、簡易水道事業の統合(ソフト・ハード)を行っており、現在は一部の飲料水供給施設等を除いて、串間市水道事業に一元化し経営を行っている。

(ア) 上水道の拡張整備

水道未普及地域については、地区営飲料水供給施設や自家井戸等により飲料水や生活水を確保している。近年の集中豪雨等による水源の水質悪化等により飲料水等の確保が困難になった場合には、上水道の拡張等の対策を講じる必要がある。

(イ) 配水基幹施設耐震化対策

本市の浄水池、配水池、ポンプ槽等の配水基幹施設は、市内 31 カ所に点在しており、拡張に伴い更新、新設した施設もあるが、昭和 30 年代から 40 年代に築造した施設は老朽化が進行している。宮崎県が策定した「新・宮崎県地震減災計画(平成 28 年度末)(平成 29 年 8 月改定)」によれば、南海トラフ域の地震が発生した場合、本市の最大震度は「7」と想定されており、高い発生確率を考慮すれば、水道施設の耐震化対策が急務となっている。

このため、基幹施設(配水池等)の 31 施設について、耐震診断(令和元年度耐震一次診

断、令和2年度耐震二次診断)の結果から優先度の高い 17 施設の更新整備(廃止・統合・新設)を行う必要がある。

この基幹施設耐震化により、南海トラフ巨大地震が発生した場合には、配水池等を耐震型貯水槽として活用することができ、さらに、基幹管路の耐震化を併せて推進することにより、安定した給水を確保することができる。

(ウ)老朽管対策

本市の水道管総延長 319km(令和2年度末現在。うち旧簡易水道区域 138km)について、耐用年数を超えた老朽管の更新が急務であるが、その更新量は非常に多く、優先度を踏まえた計画的な布設替えが課題である。

②下水道施設

本市の生活排水処理対策は、公共用水域の水質保全や快適で文化的な生活環境確保のため、市街地区の公共下水道事業、本城地区の農業集落排水事業、築島地区の漁業集落排水事業による集合処理方式と個別の合併処理浄化槽等を推進してきた。

また、近年の局地的な集中豪雨等の異常気象による浸水被害も発生している状況であり、雨水対策が今後求められる状況である。

③廃棄物処理施設

ごみ減量化等促進対策については、本市では平成13年からリサイクル分別回収を実施しており、各地区のリサイクル推進員の協力を得ながら住民への指導啓発を行ってきた。現在では住民の意識も向上し、各自治会の協力体制も確立されている。今後も一般廃棄物処理基本計画により、さらにリサイクル事業を推進し、ごみ減量化に努める必要がある。

収集運搬車両等の購入については、毎年計画的に更新を行っているため、適切な車両の維持管理、計画的・効率的な収集運搬が可能となっている。現在は環境に配慮したハイブリッド車への移行を行っており、引き続き計画的な車両の更新を行っていく必要がある。

ごみ処理機能の整備・充実については、日南・串間ごみ処理広域化基本計画により、平成28年度から本市の可燃ごみは日南市クリーンセンターで焼却を行っている。引き続き、2市が連携し、ごみ処理施設の整備を推進する必要がある。さらに、ごみ処理広域化に併せ、プラスチック製容器包装廃棄物のリサイクルを平成29年度から実施しており、住民へのリサイクル事業・ごみ減量化へのさらなる理解と協力の呼びかけを行っていく必要がある。また、日南串間広域不燃物最終処分場については、平成13年度にリサイクルプラザ(黒潮環境センター)が

稼働し、ごみ減量・リサイクル促進の施設として広く市民に理解され、リサイクルの推進に一定の成果を挙げることができた。今後も近隣住民の理解と協力を得ながら、最終処分場を含めた施設の延命化を図っていく必要がある。

し尿処理場維持管理については、串間エコクリーンセンターが平成 13 年度から稼働し、市内の各家庭及び事業所等から排出されるし尿及び浄化槽汚泥を処理している。さらに、市内の事業所から排出される事業系生ごみも合わせて処理しており、従来型の汚水処理に加えメタン発酵を行う資源化施設、汚泥を堆肥化する施設も備え、現在まで安定した処理を行ってきた。今後も引き続き、し尿等の安定的・衛生的処理を行うため、計画的な施設整備に努めていく必要がある。

④消防施設

消防体制の基盤強化を図るため、地理的条件等を考慮した整備計画に基づき、非常備車両等整備事業において小型動力ポンプ付積載車及び軽四輪駆動小型動力ポンプ付積載車の整備を図っており、車両、ポンプ等の性能や品質向上に伴い、長期使用が可能となっている。しかしながら毎年において、老朽化した車両の更新時期を迎えるため、計画的な更新が必要である。

また、消防団員が長期間に及ぶ災害に対応するため休憩室等を備えた消防団活動拠点施設の整備が必要である。

常備車両等整備事業については、稼働率の高い高規格救急自動車や火災現場等で活動するための消防ポンプ自動車等の老朽化による更新が必要とされるが、多額な経費が見込まれることが課題である。また、緊急通信受付指令設備については、中間更新を図り、通信機器などの保守管理、機器の取替等のメンテナンスを行うとともに、河川の氾濫による洪水浸水想定区域内にある消防庁舎の高台移転等を含めた施設の整備・維持管理が必要である。

⑤民間住宅・公営住宅

民間住宅については、昭和 56 年以前に建設され、耐震性が低いと考えられる民間木造住宅の耐震化が課題である。また、市営住宅については、平成 26 年度に 10 戸、平成 27 年度に 16 戸の建替えを行い、維持改修についても、平成 30 年度から令和 2 年度にかけて 1 団地 8 棟の屋根外壁防水改修を行ったところである。しかしながら、全ての住宅の改修には今後も対応が必要である。老朽化している市営住宅の計画的改修、さらには、若年・高齢者世帯等、年齢等に伴って変化する生活様式に配慮した住宅の整備が緊急の課題である。

⑥その他

都市計画事業では、都市計画道路の計画決定後、長期間未着手となっている都市計画道路が地域に及ぼす影響を緩和するため、見直しを行う必要がある。

河川管理については、護岸、堤防等の通常的な管理とともに、河川内の土砂等の浚渫を適時に実施し、ゲリラ豪雨等河川の氾濫防止を図る必要がある。

急傾斜地等の危険箇所の災害防止対策についても、住民の生命を守るため点検及び緊急性のある箇所については、国県の制度事業を活用した整備に努めていく必要がある。

水辺環境保全事業の合併処理浄化槽設置については、個人負担が大きいことから近年設置基数が鈍化している状況にある。特に、単独処理浄化槽からの転換においては、極端に低い実績となっている。これは単独処理浄化槽の場合、トイレが水洗化されているため居住者としては特に不便を感じていないことが原因の一つと考えられる。合併処理浄化槽設置率の向上を図り、生活排水処理率向上に資するため、単独処理浄化槽からの転換を推進していく必要がある。

合併処理浄化槽設置を除く水辺環境保全については、市内の河川水域の水質測定やふるさとの水辺環境を守る会による環境保全活動及び委員による先進地視察、環境フェア等の事業を行っており、住民への意識の啓発と実践活動の場として一定の成果を挙げている。今後も水辺環境問題の啓発及び保全活動を継続していく必要がある。

小規模飲料水供給整備事業については、串間市内の水道未普及地域においても安全で安定的な飲料水の供給を推進するため小規模飲料水施設の設置を推進していく必要がある。

公害防止対策については、平成 19 年度に廃止された熊峰産廃処分場の下流域の水質の測定分析を定期的に行っており、現在まで水質の異常は確認されていない。今後も下流域住民の安心確保のため、定期的に水質測定を継続していく必要がある。

葬斎場維持管理については、串間市葬斎場が平成5年度から稼働し、市内外で死亡した者の火葬等を行っている。近年老朽化による不具合等も生じていることから、今後は建物本体も含めた整備補修を計画的に実施し、安定運用を図っていく必要がある。

防犯対策については、全国的に殺人・死体遺棄事件等世間を震撼させる特異重要事件等が頻発しているが、管内においては事件等の発生もなく、刑法犯の認知件数も減少傾向である。しかし、犯罪のない地域社会の構築を目指すため、発生抑止活動として自主防犯ボランティア団体を主体とした各種防犯活動の定着化、地域住民から設置要望が高い地区防犯灯設置等を継続的に実施する必要がある。

地域防災体制の充実については、地域住民の防災意識の高揚と防災に対する危機意識の徹底が課題である。また、災害時の被害を最小限にとどめるためには、地域住民で組織する自主防災組織の果たす役割は大変重要であるが、現状として結成率が9割程度にとどまっており、今後も自助・共助の重要性と組織の役割を丁寧に説明し、全地域(自治会)での結成を目指す。

(2) その対策

①水道事業

水道事業について、本市の簡易水道事業は、前述のとおり平成 30 年度の水道事業への統合により、当該区域は旧簡易水道事業区域として水道事業で運営を行っている。

(ア) 上水道の拡張整備

奈留地区の水道施設については、整備期間を令和3年度から令和5年度までの3年計画とし、旧簡易水道事業区域の拡張整備を実施する。新設する水道管延長の令和5年度目標としては 1,850m を計画している。

(イ) 配水池等の配水施設の耐震化

本市の配水基幹施設の耐震化については、耐震診断の結果から優先度の高い 17 施設について、厚生労働省の「水道施設の技術的な基準を定める省令」及び公益社団法人日本水道協会の「水道施設耐震工法指針」に基づき、重要な水道施設に求められるレベル2地震動(過去から将来にわたって当該地点で考えられる最大規模の強さを有する地震動)に対する耐震性(生ずる損傷が軽微であって、機能に重大な影響を及ぼさない強度)を有する施設へ整備するため、計画期間案を令和6年度から令和15年度までの10年計画とし、必要な準備を行い耐震化率の向上を目指し、目標として令和元年度 28.40%から令和7年度 30.61%を目指し、計画的な整備を実施する。

(ウ) 老朽管の更新

耐用年数を超えた老朽管については、漏水頻度の多い路線を優先的に更新することとし、更新にあたっては積極的な耐震管の採用や、管路に応じたコスト縮減も考慮して実施する。更新する水道管延長の令和7年度目標としては、8,440m を計画している。

②下水道施設

公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業については、各下水道処理施設の機能維持管理の適正化による長寿命化に努め、併せて市民の下水道への理解を求めなが

ら下水道への接続数の増加を図り、水洗化率の向上(令和元年度:84.0%、令和7年度目標:90.0%)に努める必要がある。また、近年の局地的な集中豪雨等の異常気象による浸水被害については、その状況分析と対応策について、関係機関と協議を行いながら、実施可能な対策を講じていく必要がある。

③廃棄物処理施設

ごみ減量化等促進対策については、広報・市公式サイトによる周知や、各団体や教育現場での説明会等など広報・啓発活動や推進団体の育成等を通じ、市民や事業者の自主的な4R運動を促進し、ごみの減量化とごみを出さない生活様式及び社会・経済システムへの転換を進める。なお、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は令和元年度 568 グラムであるが令和7年度までに 511 グラムを目指す。

収集運搬車両等の購入については、毎年1台から2台ずつ購入することで年度間の財政的な平準化を図る。

ごみ処理機能の整備・充実については広域的な処理体制のもと、ごみの排出動向や法令遵守による分別収集体制の充実、広報・啓発活動の推進等を通じた分別排出の徹底に努める。また、日南串間広域不燃物最終処分場については、近隣住民との施設に関する環境保全協定を締結し、最終処分場を含めた施設の令和28年度までの延命化を目指す。

し尿処理場維持管理については、適正な収集・運搬を行い、し尿処理施設については、適正な維持管理に努め、し尿及び浄化槽汚泥処理を行う。

④消防施設

非常備車両等整備事業において、小型動力ポンプ付積載車及び軽四輪駆動小型動力ポンプ付積載車の整備を図る。また、消防団活動拠点施設の整備を図っていく。

常備車両等整備事業において、高規格救急自動車及び消防ポンプ自動車の整備を図る。常備車両については、国庫補助を有効に活用し更新を図っていく。

緊急通信受付指令設備は、中間更新を図りながら更新時期を計画していく。さらに消防庁舎の高台移転等を含め施設の整備を図る。

⑤民間住宅・公営住宅

民間住宅については、住宅・建築物耐震改修等事業において、耐震診断に係る経費の一部を助成し、耐震診断の促進と耐震基準に達していない建物の耐震化改修を促進していく。

また、市営住宅については、「串間市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化している市営住宅の個別改善、また、住環境向上に配慮した改修・修繕を計画的に行い、老朽化の著しい市営住宅は人口減少の影響等を考慮し、将来の市営住宅供給戸数を勘案しながら、建替整備を推進していく。

⑥その他

都市計画道路の全体的見直しについては、既存の都市計画道路の改良率が低いこと、土地利用や都市計画制限の緩和を含め、未整備箇所の見直しを積極的に取り組んでいく。

河川管理については、串間市堆積土砂管理計画(令和2年度～令和6年度)及び緊急浚渫推進事業計画に基づき堆積土砂の掘削や河道内の立竹木の伐採などを行っている。

急傾斜地等については、宮崎県の市町村急傾斜地崩壊対策事業補助金を活用し、急傾斜地の崩壊防止の対策を行っていく。

水辺環境保全事業の合併浄化槽設置については、汚水処理の重要性を市民へ訴えながら、普及啓発に取り組むことで、生活排水処理率を令和元年度 62.5%であったものを令和7年度に 77.0%を目指す。

合併処理浄化槽設置を除く水辺環境保全事業については、水辺環境問題の啓発及び保全活動を継続していく。

小規模飲料水供給整備事業については、水道未普及地域においても、安全で安定的な飲料水の供給を推進するため、小規模飲料水施設の設置を推進していく。

公害防止対策については、廃止された熊峰産廃処分場の下流域住民の安心確保のため、定期的に水質測定を継続していく。

葬斎場維持管理については、公衆衛生上、市民生活に欠かすことのできない施設であり、良好な環境を保つため、施設の維持管理に努める。

防犯対策事業については、犯罪のない安全で安心な住みよい地域社会を構築し、市民の地域安全意識の高揚を図るため、防犯パトロールの実施並びに犯罪を発生させにくい環境をつくるため防犯灯設置の推進を図る。また、避難訓練参加人数年間 2,500 人や応急手当講習参加人数年間 1,300 人を目標に地域防災力の向上を図る。

地域防災体制の充実については、地域住民の防災意識の高揚と職員の防災に対する危機意識の徹底の醸成を図るため、引き続き自主防災組織の組織率向上と組織力強化及び各種訓練に積極的に取り組んでいく。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
5.生活環境の整備	(1)水道事業	奈留地区水道整備事業	串間市	
		水道基幹施設耐震化事業	串間市	
		老朽管更新事業	串間市	
	(2)廃棄物処理施設	じん芥処理管理費	串間市	
		ごみ減量化促進対策事業	串間市	
		日南・串間広域不燃物処理 組合運営事業	串間市	
		日南串間ごみ広域化運営 事業	串間市	
	(3)消防施設	常備車両等整備事業	串間市	
		非常備車両等整備事業	串間市	
		消防団活動拠点施設建設 事業	串間市	
		臨時的経費・消防施設(緊 急通報受付指令設備中間 更新)	串間市	
	(4)民間住宅・公営 住宅	住宅・建築物耐震改修等事 業	住宅所有者	
		公営住宅関連整備事業	串間市	
		公営住宅整備事業	串間市	
	(5)その他	水辺環境保全事業(合併処 理浄化槽)	串間市	
		水辺環境保全事業(合併処 理浄化槽除く)	串間市	
		小規模飲料水供給整備事 業	串間市	
		防災対策事業	串間市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

水道施設等については総合管理計画に記載されているとおり、今後策定される更新計画等に基づいて、インフラ施設の維持を個別に検討する。

住宅等については、総合管理計画における簡易判定評価の結果を踏まえ、「串間市公営住宅等長寿命化計画」において、要早急対応、更新検討、利用検討となった高経年の市営住宅は人口減少の影響等を考慮し、建替、用途廃止等の集約化を推進する。また、維持保全となった市営住宅は個別改善等の長寿命化改修を年次的に行う。

し尿処理場維持管理については、定期的な点検を行いながら、更新の前倒しの検討を行っていく。

消防団活動拠点施設の整備については、個別施設計画に合わせ消防格納庫の集約化を図り維持保全を行う。また消防庁舎について、総合管理計画に合わせ適正化を図る。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

乳幼児から高齢者まで全ての市民が、地域の中で支え合いながらともに生きることができるよう保健・医療・福祉の連携を図り、地域福祉対策やボランティア活動、介護予防事業や健康づくり活動の充実、福祉団体等の育成等に努めていく。

さらに、高齢者や障がい者等の立場に立ったバリアフリーのまちづくりを推進するとともに、子育て支援の充実や児童の健全育成等を積極的に展開していく。

これらに加えて、だれもが支え合いながら健康で安心して暮らせるやさしいまちづくりに向け、ノーマライゼーションの理念に立った、市民との協働による地域福祉体制の整備、社会保障の充実を目指す。とりわけ、次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される子育て支援の環境づくりを積極的に推進する。

(1) 現況と問題点

子育て支援においては、少子化の進行とともに地域のつながりの希薄化や核家族化の増加など、子育てを取り巻く環境は変化しており、子育てに不安を抱える親の増加や相談内容も多様化している。このような状況の変化に対応すべく、保育所・認定こども園・学校のより一層の連携のもと、子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図らなければならない。

本市の高齢化率は、令和3年4月1日現在で 45.19%となっており、県内九市中もっとも高い数値となっている。今後も生産年齢人口の減少等によりさらに高齢化が進むことが予想され、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加により地域の見守り等の支え合い機能の衰退が懸念される。

高齢者の健康に関しては、食生活や生活習慣の変化などにより、がんや心臓病、脳血管疾患などの生活習慣病に起因した疾病による死因が多くを占める状況となっている。疾病の予防・早期発見・早期治療の観点から、特定健診をはじめ、各種健康診査やがん検診を実施するとともに、保健師や栄養士による訪問・相談支援を行い、検診等の受診勧奨を行っているが、いずれの健(検)診も受診率が依然として低い。特定健診の受診率は、国の目標の 60%に達せず、県内においても下位である。

このように、少子高齢化が加速する中、地域において安心して生活が送られるよう、保健・医療・福祉の連携した取組が必要である。

(2) その対策

子育て環境の中で、不安や負担感、孤立感を感じながら日常生活を送っている親が少しでも安心して生活できるよう、子育て世代包括支援センター及び地域子育て支援センターにお

いて、親子の触れ合いの場や育児・子育てに関する情報の提供を行い、子育て世代が安心して産み育てられるような環境づくりに努める。また、保育を必要とする児童が適切な環境において保育の提供を受けられるよう、教育・保育施設整備を適宜行い、子どもの安心・安全な居場所づくりの確保を図る。これらの対策により教育・保育の充足率を令和7年度においても100%となるよう維持していく。

高齢者の多くが、住み慣れた地域で安心して住み続けることを望んでおり、介護予防を重視した施策や生きがいづくり、社会参加の促進、保健事業の積極的な推進、市民総参加による健康管理意識の高揚に努める。

これらの取組における中心的役割を担う拠点として、串間市民病院及び串間市総合保健福祉センターを「保健・医療・福祉連携施設」として位置づけており、各医療機関及び福祉施設との更なる連携のもと、取組の充実を図り、総合的なサービスを提供していく。

併せて、拠点施設機能の充実を図り、維持管理に努めていく。

(3) 計画

持続的发展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)保育所等	教育・保育施設整備事業	社会福祉法人等	
	(2)認定こども園	教育・保育施設整備事業	社会福祉法人等	
	(3)過疎地域持続的发展特別事業	子ども医療費助成事業	串間市	県補助:未就学児(入院・通院) 市単独:小中学生(入院・通院)
		副食費無償化子育て安心くしま事業	串間市	
		妊産婦・乳児健康診査	串間市	
		不妊治療費助成事業	串間市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画及び個別施設計画には該当しない事業である。

8 医療の確保

少子高齢化の急速な進行と、これに伴う保健・医療・福祉ニーズの一層の増大・多様化が見込まれる中で、健康寿命の延伸と生活の質の向上を見据えた総合的な健康づくり体制の整備を進めるとともに、医療体制の整備を進めていく。

(1) 現況と問題点

市民病院は、一般病床 120 床を有し、内科、外科、整形外科、産婦人科、泌尿器科、皮膚科、耳鼻咽喉科、放射線科及びリハビリテーション科の9の診療科を標榜している。令和2年度決算における1日平均患者数は、入院では令和2年度目標値 82 人に対し 67.6 人、外来では令和2年度目標値 292.2 人に対し 223.8 人であった。診療科のうち、常勤の医師が在籍しているのは内科、外科、整形外科、産婦人科及び泌尿器科の5科で、皮膚科及び耳鼻咽喉科は非常勤の医師、また、放射線科及びリハビリテーション科には医師が在籍していない。令和2年度末現在の常勤医師は8名となっており、令和3年度中には計 10 名となる見込みである。

市民病院は、休日・夜間の救急患者の診療や産婦人科、皮膚科、耳鼻咽喉科など市内にはない診療科の開設など地域医療の中核施設としての役割を果たしてきた。しかし、医師の確保は難しく、特に一人体制となっている外科、産婦人科及び泌尿器科の存続が危ぶまれる状況にある。また、市民から要望の強い小児科医の招へいについては特に困難で、小児の救急医療は、日南市初期夜間急病センターや県立日南病院に頼らざるを得ない。

これまで、鹿児島大学や宮崎大学の医学部のほか、宮崎県を通じて自治医科大学卒業者の派遣を要請してきたところであり、令和3年4月から1名の自治医科大学派遣医師を確保したところであるが医師不足は依然として続いている。また、市木診療所については、市木地区の地域医療を守るため、継続的な医師確保が課題となっている。

(2) その対策

医師確保については、関係大学に対する医師派遣要請を継続するほか、医師の勤務条件、報酬等の待遇改善を図る。また、平成 20 年度から行っている卒後臨床研修をはじめ、平成 26 年度から始まった宮崎大学医学部学生の臨床実習を積極的に受け入れ、将来、勤務医としての定着を目指す。また、宮崎県に対して自治医科大卒業者の派遣要請を行うほか、県と市町村で組織する医師確保対策推進協議会の活動に参加する。

地域医療の推進については、保健、医療、福祉の連携による地域包括医療を推進する。国が進める在宅医療や訪問看護に取り組む。地域のかかりつけ医や家庭医と連携し、病院間・病院診療所間の連携を堅持する。

また築 17 年を経過している施設及び備品等については、医療の確保のために、状態を把握し適時必要な改修・保全を行う。これらの施策を実施し、患者の医療ニーズに応えることで、今後も令和3年度の1日平均患者数目標値である入院 82 人、外来 286 人を目指していく。

市木診療所については、継続的な医師の確保を図るほか、地域医療のため、これまで以上に大学、県立病院等との連携を図っていく。

(3) 計画

持続的发展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
7.医療の確保	(1)診療施設	病院施設・医師住宅大規模 改修工事	串間市	
	(2)過疎地域持続的发展 特別事業	医師確保対策事業	串間市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画において、市民病院は「比較的新しく重要な医療施設であるため、長寿命化を図る個別計画の策定が望ましい」とされており、個別施設計画において維持保全及び長寿命化が必要であると位置づけられている。これらの計画に基づき施設保全に取り組むことで、高度化・多様化する市民の医療ニーズに対応するとともに、市内医療機関や近隣自治体との機能分担と広域的連携のもと、病院連携・病診連携体制の整備・充実を進める。

9 教育の振興

学校教育では、小中高一貫教育をさらに重点化・深化させ、また、学校と家庭、地域が一体となった教育環境のなかで学力向上を図るとともに、ふるさとを愛し、自ら学ぶ意欲と活力に満ちた児童生徒の育成を図っていく。

また、社会教育団体への支援に努めるほか、市民の学習活動を支援し、自ら主体的に学び、学習の成果を地域社会に生かしていく環境づくりに努める。

生涯スポーツの振興については、市民が生涯にわたって、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じてスポーツに親しむ環境づくりに努める。

また、総合体育館をはじめとしたスポーツ施設の有効活用や多様なスポーツ活動の普及促進、スポーツ団体、指導者の支援、育成に取り組む。

(1) 現況と問題点

児童生徒が、確かな学力を身につけ、心身ともに健やかに成長していくことができる教育環境づくりが求められている。

また、児童生徒一人ひとりの学力向上を図るとともに、Society5.0 に対応するICT教育の推進が必要となっている。

一方で、家庭環境の多様化、複雑化により支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあり、個に応じたきめ細やかな対応及び地域と一体となった学校運営が求められている。

そして、市内唯一の串間中学校及び福島高校が、県内唯一の連携型中高一貫教育校として、中高6年間の計画的・継続的な特色ある教育活動の推進に努める必要がある。

生涯学習施設については、中央公民館、地区公民館、串間市立図書館等がある。これまでの生涯学習活動は、情報の提供や各種講座の開設等、市民への学習機会の提供のほか、「出前講座」や「学級講座」を開設し、より身近な内容の講座を実施しながら、余暇活動の充実や生きがいづくりを主な目的として行われてきた。

しかし、私たちを取り巻く環境は、急激な少子高齢化の進行や家族形態・ライフスタイルの変容を背景として、価値観の多様化など大きな社会変化が生じている。

このような中で、市民の生涯各期における学習課題の多様化・高度化により、自発的意思に基づいて学習活動を行うとともに、学習の成果を地域社会の発展に生かすことが必要である。

スポーツ施設については、串間市民総合体育館、串間市総合運動公園などがあり、串間市スポーツ推進委員協議会や串間市体育協会等の関係団体の協力を得て「いつでも・どこでも・だれでも」参加できるスポーツの環境づくりを推進してきた。

しかし、少子高齢化の中においては、体育協会加盟者、スポーツ少年団員等のスポーツ人

口は減少傾向にある。

このため、市民一人ひとりが生涯にわたり健康的で明るく、活力ある生活を送れるよう、市民自らが参画し創りあげるスポーツ環境を目指すための支援体制の充実のほか、総合的なスポーツ環境の整備が今後ますます必要になっている。

(2) その対策

地域や子どもたちの実情に応じた教育を可能とする特色ある学校づくりや自主的・自律的な学校運営が実現できるよう地域住民や保護者と連携した取組の推進に努める。

学力向上のため、児童生徒への個に応じたきめ細やかな指導に努め、ICT教育の推進など教育内容の充実を図る。

学校活動において配慮を必要とする児童生徒については、特別支援教育支援員を配置し、様々な理由で登校できない児童生徒については、教育相談員及びスクールソーシャルワーカーを配置するなど、地域や関係機関との連携を強化した支援体制の整備に努める。

児童生徒間の交流活動及び教員の指導連携体制の充実に取り組むことで小中高一貫教育を推進する。特に、福島高校における「地域創生学」及びその基盤となる小中学校での「くしま学」の内容充実を図り、教材となる地域と学校の連携を深めることで、郷土愛を醸成し、地域貢献のための人材育成に取り組む。

これらの取組等を行うことにより、全国・学力学習状況調査における「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している、どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合の目標を令和7年度までに小学校6年生で74.7%、中学校3年生で54.7%とする。

生涯学習活動においては、生涯各期における利用者ニーズに応じた学習機会を提供するため、公民館や関係機関等との連携に努めながら生涯学習の充実を図る。

各スポーツ施設については、利用者のニーズに即した整備・充実を図りながら指定管理者制度による柔軟な管理運営かつ、利用者の利便性の向上に努める。また、スポーツの必要性や重要性に関する啓発活動により市民へのスポーツの関心、健康意識の高揚に努めながら、各関係団体と連携し生涯スポーツの普及を図る。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
8. 教育の振興	(1)学校教育関連施設	学校施設長寿命化改良事業	串間市	
		学校空調機等設置工事事業(ハード事業対象分)	串間市	天井吊り式
		学校 LED 照明工事事業	串間市	
	(2)図書館	図書館運営管理事業	串間市	
		(3)過疎地域持続的発展特別事業		
	(3)過疎地域持続的発展特別事業	小中高一貫教育推進事業	串間市	
		福島高等学校支援事業	串間市	
		不登校児童生徒支援事業	串間市	
		特別支援教育推進事業	串間市	
		学校空調機等設置工事事業(ソフト事業対象分)	串間市	壁掛け式
		小学校講師配置事業	串間市	
		中学校講師配置事業	串間市	
		スポーツ振興支援事業	串間市	
		串間市民総合体育館及び串間市総合運動公園運営管理事業	串間市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

学校施設については、総合管理計画を上位計画とした串間市学校施設等長寿命化計画を策定し、単なる更新のための改修・改築ではなく、長期間有効利用できる長寿命化改修へ転換し、中長期的な維持管理に取り組む。また、学校給食共同調理場については、老朽化や災害等に対応できるよう施設の更新に取り組む。

串間市民総合体育館及び各公民館については、施設の経年により老朽化していることから、機能を維持していくために、計画的な改修や修繕等により、維持保全に努め、施設の長寿命化を図る。

10 集落の整備

本市は、153 自治会が存在しているが、少子化、高齢化、転出等の人口減少(過疎)や核家族化、生活様式の変化等のニーズの多様化など、課題がある。そのため、これらの課題に即した施策を実施し、持続可能な自治活動を実現していく必要がある。

(1) 現況と問題点

自治活動は、市民の主体性を育てることが重要であり、少子高齢化等が進むことで集落自体の存続が危惧されている。これに加え、地域住民が支え合える関係性をはじめ、課題解決に向けた協議の場や実行の場を地域住民自らが創出していくことが今後の課題である。

これらの取組をさらに発展させ、地域住民が主体性を持ち発言・行動できる基盤づくりを実施していくことが必要である。

集落の整備については、生産基盤となる道路交通網の整備や生活環境等の整備により集落機能の維持増進を図ってきたところである。ソフト面においても自治会活動の支援のほか、地域おこし協力隊制度の活用や集落支援員の設置を行ってきたところである。

しかしながら、農山漁村集落においては、人口減少、少子高齢化が一層進み、集落維持が困難なところが増加傾向にある。

このため、今後の集落の維持・活性化を図るためには、道路網の整備等により、生活利便の確保、産業の振興、医療福祉等の公共サービスを享受できる施策とともに、地域住民が生きがいと誇りをもてる個性豊かな地域づくり等に取り組む必要がある。

(2) その対策

自治活動が維持できるよう支援を継続しつつ、行政と自治会の連携による安全・安心な地域づくりを推進するため行政連絡文書配送業務の安定的な運用を行う。活動継続の難しい地域においては地域おこし協力隊、集落支援員制度を活用しつつ、地域連携組織等と連携し、地域の活性化、地域人材の確保を着実に進めることとする。

様々な団体が連携・協力し、地域の課題は地域で解決する「共助」のあり方として、地域連携組織など住民の自発的な活動の取組を持続的に実践する仕組みづくりを進めていく。その目標として地域住民主体による地域の課題解決に向けた組織の活動範囲を令和7年度までに30%(※)とする。

※153 の自治会のうち、地域連携組織がカバーする自治会の割合を%と表示している。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
9. 集落の整備	(1)集落支援	自治会活動支援事業	串間市	
		行政連絡業務	串間市	
		支え支えられる地域連携推進事業	串間市	
		集落支援員設置事業	串間市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画及び個別施設計画には該当しない事業である。

11 地域文化の振興等

特色ある地域文化は、市民の郷土に対する理解と関心を高め、郷土愛を醸成するだけでなく、地域の魅力を内外へ発信する上で大きな役割を担っている。本市の豊かな自然を代表する文化財としては「都井岬の岬馬」や「幸島の文化猿」等があり、国指定重要文化財の「旧吉松家住宅」や県指定史跡の「福島町古墳群」、特色ある市指定民俗芸能としては「千野棒おどり」や「宮原柱松(都井の火祭り)」などがある。これらを遺産として未来へ継承するために保存・継承団体の活動を支援するとともに、公開・披露の場を創出することで担い手を育成し、同時に地域活性化につなげる交流資源としても活用していく。

(1) 現況と問題点

地域文化の保存・継承活動については、少子高齢化や人口減少が進行する中であって、保存・継承団体における担い手の高齢化と後継者不足が深刻であり、将来における存続が危惧されており、これは美術・芸術や文壇・舞台芸能等の分野でも同様である。

地域文化の振興のためには、文化活動の拠点施設の整備や保存・継承活動の支援に加えて、成果発表の機会創出、広域での文化交流の推進、観光産業や教育など多面的な分野における公開・活用等を通じて、現代における地域文化の新たな価値の創出が必要である。

(2) その対策

民俗芸能等については、保存・継承団体の運営を支援すると同時に、各種イベント等への出演に係る経費を補助することで成果披露と文化交流の場を創出する。舞台芸能や芸術文化の振興については、地域の身近な活動拠点として串間市文化会館を整備改修すると同時に、文化祭や串間市美術展の開催により、市民に成果発表と文化芸術の鑑賞の機会を創出する。

指定文化財である記念物や建築物、史跡等については、保存管理に必要な事業補助や環境整備を行うとともに、市民講座の開催やイベント等における公開活用、エコツーリズムにおける保存・継承活動の体験メニュー化等により、価値の創出や担い手の育成を図っていく。

これらの対策により、指定文化財・民族芸能等の活動・披露件数を令和7年度に9件を目指す。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
10. 地域文化の 振興等	(1) 過疎地域持続的発展特別事業	各種文化団体育成事業	串間市	
		文化振興事業	串間市	
		串間市文化会館運営管理事業	串間市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

地域文化振興施設として串間市文化会館がある。個別施設計画では更新検討・長寿命化の方針が定められており、地域の身近な文化活動拠点として機能を保持すべく、必要な修繕・改修等を年次的に行っていく。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

過疎地域の持続的発展のためには環境に配慮したエネルギーの安定供給が不可欠である。本市には、豊かな自然環境と共生する暮らしの場や、農地や山地などの自然環境と調和した街並みが形成されており、このような環境を活用した再生可能エネルギーの取組を進めてきた。

本市は令和2年12月、県内初となるゼロカーボンシティ宣言を行い、2050年までに二酸化炭素実質排出量ゼロによる環境未来都市を目指している。この目標達成に向け、環境に配慮したエネルギーの導入促進を目指す。

(1) 現況と問題点

地球温暖化対策については、2030年度における温室効果ガス削減目標について、国は2013年度比で46%削減することを目標としている。しかし、温室効果ガス排出量を削減させることは容易なことではなく、目標の達成にはより多くの団体・個人が主体的に排出量の削減に取り組むことが課題である。

このため環境問題への対応を市民と行政が一体となって推進することが重要であり、市民の理解を深めることで、市民が主体となった再生可能エネルギー促進のまちづくりを実現するなど、環境問題への対応を市民と協働して、持続可能な社会の形成を進めていく。

また、環境に優しい水力や太陽光、風力等、クリーンなエネルギーの有効活用を進める必要がある。

(2) その対策

市民の再生可能エネルギーの利活用を促進するため、太陽光発電による自家消費を促進する取組を進める。この取組により、令和7年度までに「CO₂」削減量177.5「tCO₂」を達成することを目指す。また、串間市が持つ豊かな自然環境を活用した民間事業者による太陽光、風力発電等の事業進出を支援する取組を実施する。

特に風力発電については、全国規模においても良好な風量を期待できる環境を活用し、風力発電事業者への積極的な協力を行っていく。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
11. 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 過疎地域持続的発展特別事業	自家消費型新エネルギー導入促進事業	串間市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画及び個別施設計画には該当しない事業である。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

過疎地域においては、地域医療、交通手段の確保、集落維持等の地域住民の生活を支えるための事業を展開する必要があるため、これらの財源の確保をするための対策を講じる必要がある。

(2) その対策

地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、基金の積立等による財源確保を図る。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業	過疎地域持続的発展基金	串間市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画及び個別施設計画には該当しない事業である。